

# 町村週報

( 町村の購読料は会費  
の中に含まれております )

2363号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955  
発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円( 税、送料含む ) 振替口座00110 8 47697 <http://www.zck.or.jp>



町村自治確立全国大会ひろく

全国町村会は、7月5日、東京渋谷の明治神宮会館で全国から参集した町村長など関係者約1,900名出席のもと、町村自治確立全国大会（臨時全国町村長大会）を開催した。

大会では地方交付税総額の安定的確保、道路特定財源の確保や国、都道府県による市町村の強制合併に反対する特別決議を満場一致で採択、また45項目の平成14年度予算編成ならびに施策に関する要望も賛同を得て、これらの実現のため政府、国会等に強力な実行運動を行うことを決定した。

また大会には、小坂総務副大臣（片山総務大臣代理）、山崎自由民主党幹事長、鳩山民主党代表等はじめ多数の国会議員も臨席した。

# 町村自治確立全国大会特集 目次

■	地方交付税総額確保・道路特定財源確保・市町村合併強制反対を特別決議 .....	3
■	全国町村会長あいさつ	
	全国町村会長 山本文男 地方交付税制度の維持と安定的確保を .....	4
■	来賓あいさつ	
	総務大臣代理 小坂憲次 地方財源の適切な確保に努める .....	6
	総務副大臣	
	自由民主党幹事長 山崎拓 地方振興を施策の重点課題として取り組む .....	8
	民主党代表 鳩山由紀夫 分権社会の実現が真の構造改革.....	10
	全国町村議会 大谷忠志 町村の諸問題解決のため決意を新たに取り組む.....	12
	議長会会長	
	総務事務次官 嶋津昭 国と市町村を車の両輪として地方自治振興に尽力.....	14
■	開会の辞・議長団の各役員 .....	17
■	特別決議 = 野中常任理事朗読 .....	18
■	宣言 = 伊藤常任理事朗読 .....	19
■	大会来賓氏名 .....	20
■	役員が関係省庁・各党に実行運動を展開 .....	22
■	町村自治確立全国大会要望 .....	23
	[情報] 新任都道府県町村会長の略歴 .....	40
	[随想] 全国公園化、全村下水道化 .....	愛知県津具村長 加藤和年.....44



# 地方交付税総額確保 道路特定財源確保 市町村合併強制反対 などを緊急決議

町村自治確立全国大会（臨時全国町村長大会）は、七月五日、東京渋谷の明治神宮会館で、全国から参集した町村長など関係者約一、九〇〇名が出席して開催された。

大会は、佐々木隆人全国町村会副会長（北海道えりも町長）の開会の辞ではじまり、はじめに山本文男会長（福岡県添田町長）があいさつに立ち、「小泉政権の基本方針が示される過程において、地方交付税の削減や道路特定財源の見直しといった、地方への支出削減といった議論が先行し、都市のみを重視したいわゆる『地方切り捨て』のような論調が跋扈したことは誠に残念である。」としたうえで、それぞれ議論されている点について、「地方交付税は、財政基盤の脆弱な町村にとっては血液そのものである。」「道路特定財源について必要な財源確保は不可欠である。」「性急な合併は、将来に悔いを残すことになりかねない。」との町村の立場からの主張を述べた。

続いて来賓あいさつに移り、最初に片山総務大臣代理の小坂総務副大臣、続いて山崎自由民主党幹事長、鳩山民主党代表、大谷全国町村議会議長会長、嶋津総務事務次官があいさつ。このほか衆参両院の国会議員二〇六名（代理を含む）を迎え、本人

出席者を事務局から順次紹介した。

このあと議事に移り、議長に松本和夫常任理事（佐賀県北方町長）、副議長に齋藤和夫常任理事（茨城県関城町長）を選出、議長から本大会の議案について、山積する町村行財政をめぐる諸問題のうち大会運営委員会で決定した地方交付税総額の安定的確保、道路特定財源の確保、市町村合併に関する特別決議など三項目の特別決議を一括決議し、決議文を野中一二三常任理事（京都府園部町長）が朗読、満場一致で決定した。ついで伊藤孝二郎常任理事（新潟県黒川町長）が本大会の意義を明らかにするため宣言を朗読、満場の拍手で採択、決定した。さらに四五項目にわたる平成十四年度予算編成ならびに施策に関する要望も賛同を得た。

続いてこれらの特別決議、要望の実現を期するための実行運動方法の協議に入り、町村長は各都道府県ごとに地元選出の国会議員ならびに政府要路に対し、強力な実行運動を展開するとともに、全国町村会正副会長はじめ役員は大会終了後直ちに関係省庁、各党などに実行運動を行うことを決定し議事を終了。最後に佐々木副会長が閉会のあいさつを行い全日程を終えた。



## 会長あいさつ

# 地方交付税制度の維持と安定的確保を

全国町村会長 山 本 文 男

本日ここに、町村自治確立全国大会を開催いたしましたところ、小坂総務副大臣、山崎自民党幹事長、鳩山民主党代表、大谷全国町村議会議長会長、嶋津総務事務次官並びに政府・国会の諸先生方におかれましては、公務極めてご多端の折にもかかわらず、ご臨席を賜り厚く御礼申し上げます。

また、急な開催にもかかわらず、まず大変多くの町村長各位にお集まりを頂きましたことに、心より御礼申し上げますとともに、会場の都合上、ご不自由をおかけいたしておりますことをお詫び申し上げます。

まずはじめに、私も地方自治体にとって最も重要な課題であります地方分権の推進につき

まして、地方分権推進委員会から「最終報告」が提出され、これに続き、一昨日三日に「地方分権改革推進会議」が政府に設置されました。分権改革を一層推し進める新たな体制が発足いたしましたことにつきまして、ご臨席の小坂副大臣をはじめ関係の皆様方に対し厚く御礼申し上げます。

さて、現在、我が国を取り巻く状況は、改めて申すまでもなく極めて厳しいものがあり、低迷する社会を象徴するような事柄が連日のように発生し、国民の心を揺さぶり不安に陥れております。

地方に目を向けてみれば、過疎化や高齢化の進行、国、地方を通じた巨額の財政赤字など直面する課題への対応は容易ならざる状況下に置かれております。

このような中、先に発足した小泉政

権は、日本の再生と発展のため各分野にわたる構造改革を掲げ、その基本方針が、経済財政諮問会議での議論を経て、このたび示されたところであります。

我々町村は、地域住民の暮らしのみならず、食料や水、電力などのライフラインを供給し、国土の七割に及ぶ地域を守りながら国民生活を支えるという極めて重要な役割を担っております。

しかるに、今般の基本方針が示される過程において、「地方交付税の削減」や「道路特定財源の抜本的な見直し」といった地方への支出削減を前提とした議論が先行し、都市のみを重視したいわゆる「地方切り捨て」「無能な首長排除論」などの論調が跋扈したことは、誠に残念であります。

とりわけ地方交付税は、財政基盤の脆弱な我々町村にとっては、血液そのものであり、交付税制度のもつ財源の保障や調整機能を損なう総額の削減や段階補正の見直しなどは、町村の存立にかかわる重大な問題であり、ぜひとも、交付税制度の維持と安定的確保を図る必要があります。

また、道路特定財源につきましても、地方の道路整備が著しく立ち遅れてい

る現状をみれば、必要な財源を保障することが不可欠であります。

さらに、最近、数値目標や年限を区切った市町村合併の推進がなされようとしておりますが、「このよ様な動きは、地方自治の理念に反し、自主的な合併を妨げるものであります。むしろ自主的合併が促進されるよう環境整備や地方の将来ビジョン等を示す施策こそ大事であろうと思えます。

制度疲労をただす改善のための見直しは必要であり、我々町村長も、自らの改革に積極的に取り組む所存であります。

都市と地方を対立の構図でとらえるのではなく、改革による痛みを公平に負担し、互いに共生の関係に立つ認識が、まずもって重要であります。こうした認識のもとで、豊かな自然に恵まれた環境で子供を産み育て、人間らしく暮らせる社会を将来の世代に残すための努力が、いま求められているのであり、我々町村長はその最前線で全力を尽くすことを誓うものであります。

おわりにあたりまして、本日ご臨席賜りましたご来賓の方々と、ご参会の町村長各位のますますのご活躍を心よりお祈り申し上げご挨拶とさせていただきます。





来賓あいさつ(要旨)

## 地方財源の適切な確保に努める

総務大臣代理  
総務副大臣

小 坂 憲 次

ご紹介を賜りました総務副大臣の小坂憲次でございます。本来ならば片山総務大臣が参りまして、日頃地方自治の最前線でご活躍、ご苦勞頂いております町村長の皆さまと親しく協議をさせていただきます。さらなる地方自治の確立に向けて決意を新たにしたいと思う所でございますが、どうしてももない事情がございます。私がいまして参れませんが、私が代わってご挨拶申し上げます。お許しを頂きたいと存じます。

まず、本日は、町村自治確立全国大会がこのように全国津々浦々から、町村長の皆さまに暑い中わざわざお越しを頂きまして、このように熱気あふれる大

会が開かれますことを、心から御礼申し上げます。し上げご同慶に堪えない所であります。

只今山本会長のご挨拶にもございましたように、去る六月二十六日に小泉内閣におきます経済財政諮問会議のいわゆる「骨太の基本方針」が示されました。この中にもありますように個性ある地域の発展、また地域間の競争による地域の活性化を推進することはもとよりでございますが、今ご指摘もありませんように、いま地方交付税をめぐる議論がありますなかで、地方交付税の総額というのは、国税五税の法定率分を基礎にいたしました地方財源の不足額に応じて決定されるべきものであります。

いわゆる地方における基本的な歳入でございます。したがって国の他の歳

出と同一に一定の数値目標をもって削減するというような性格のものでないことは、皆さま十分ご存じのとおりでございます。私どもは同じような観点に立ちまして片山大臣も総務省を代表し、そして皆さんの「苦労を身にしみて解る者」として意見を述べさせて頂いている所でございます。

財政健全化を進めるために国の施策の見直しや税源移譲による交付税の拡充を図ることは、もちろん進めて参りますが、同時に地方歳出の見直しを進め抑制を図っていくことも大切であるということ、私も十分認識しております。しかしその際にも、地方団体の事務や事業の実施に支障を生ずることのないように、地方財政計画の策定を通じて所要の地方財源を適切に確保して参りたいと考えている所でございます。

私どももよく議論するのでありますが、「仕送り税」という話をいたします。たまたま本社が大都市にあり、そこで地方の支店で購入する物品も一括に支払われて消費税が上がってくる。あるいは地方の営業所で働く人の源泉徴収も本社を通じて行われている。また営業収入も法人税は本社の所在地に

おいて計上される、こういう状況のなかで地方の皆さんがそれぞれご苦労頂いている、そのご苦労が必ずしも民力として反映されていないのではないかと、こういう議論をさせていただくなかで地方固有の財源である地方交付税というものの総額をしっかりと維持させていただいて、地方に必要な事業を継続的に実施させて頂くことがやはり国と地方が車の両輪として、どちらか片方が先に進み過ぎても車を真っ直ぐ進められないわけでありまして。そういう意味においてこの認識を幅広く皆さんにご理解を頂き、ご議論を頂きたいと思つ次第であります。

町村長の皆さんにこの機会にお願いを申し上げたいことは、こういった議論を通じてやって参りますには、政府と党が一体となりましてこの問題に対処して、その基礎として今回の参議院選挙におきまして、政府と党をしっかりと質していただいて地域の皆さまの意見が十分にこの議論に反映して参りますようにご理解を賜って参りたいと思つわけでありまして。

私どもは、片山総務大臣を本部長といたしました市町村合併におきます皆さまの自主的な話し合いのご努力が実

りやすいように全副大臣を副本部長として市町村合併支援本部を立ち上げて皆さまのご要望に応えて参りたいと思つております。

このような体制整備を通じまして、いま申し上げた地方の発展のために地方交付税の総額の確保と、道路財源としての地域における生活道路整備のための財源をしっかりと確保させて頂きま

す。

重ねて申し上げますが、あくまでも皆さんそれぞれが自主的な話し合いのもとに市町村合併を推進して二一世紀の地方自治体制を整備して頂く、これが基本であることを皆さんとともに確認をさせて頂きまして本大会が町村の皆さまのより良い発展と日本の国と地域が両輪として二一世紀にそこに住む住人の皆さんが生き生きとして活力ある生活ができる、そういった地方自治の確立のためにさらなる努力をして参りたいと思つております。

町村長の皆さんのいよいよのご健勝とご活躍を心から祈念し大会の成果の多からんことを共に努力すること誓い申し上げます。総務大臣のごあいさつにさせて頂く次第であります。



来賓あいさつ(要旨)

## 地方振興を施策の 重点課題として取り組む

自由民主党幹事長 山崎 拓

全国町村会におかれましては町村自治振興のため全国の町村に共通する行財政の基本的課題並びに当面する課題の解決のために全国の町村長の唯一の連絡機関としてご活躍を頂いていることに心から敬意を表する次第でございます。

全国の町村で二割の人口でございますが、日本の国土の七割を支えていただいているわけでございます。地方は規模の大小ではなくて自然に恵まれた人間らしい生活空間や歴史と伝統に育まれた豊かな文化を保つかけがえない地域であるという認識を持っております。

このような全国の町村の果たす公益的公共的な役割に鑑みま

すときに、都市と地方を対立の概念で捉えることなく、お互いに補完し共生する関係という認識を持ちましてこの国土の上に一億二千万余の国民がお互いに豊かに安心できる生活を送ってゆける、そういう方向で私もは現実を踏まえた対応をして参りたいと考えている所であります。

小泉新政権になりまして、聖域なき構造改革を標榜いたしまして諸施策の推進にあたらうといたしている所であります。聖域なきでありますから行政も財政もあるいは社会保障も教育も、また経済も金融も全ての分野にわたります。改革する点は改革し、そしてその改革の中から新しい二一世紀の国民的活力を見出していこうという心構えで行こうと思っております。

行政の中には都市の行政もございま



すし、皆さま方にご担当頂いておりま  
す地方の行政、町村の行政もあるわけ  
でございます。見直すべき点は見直し、  
その中から新しい町村の発展を考えて  
いるわけでありませう。決して地方を軽  
視するというようなことは、小泉改革  
の中には含まれておりませう。むしろ  
地方にこそ我が国の伝統ある歴史や文  
化や魂があるということを踏まえまし  
て、地方の振興を施策の重点課題とし  
て今後とも取り組んでいく決意でござ  
います。

具体的な諸課題につきましては、こ  
れからいろいろと議論されていくであ  
りませうが、只今申し上げましたよ  
うな基本的な方針で自由民主党が地方  
を尊重する立場で取り組んでいくこと  
を重ねて皆さま方にお約束申し上げま  
して、本大会のご盛会のお祝いの言葉  
に代えさせていただきます。





来賓あいさつ(要旨)

## 分権社会の実現が真の構造改革

民主党代表 鳩山 由紀夫

全国の町村の代表の皆さま方がお暑い中、町村の自治確立のために東京までお運びくださいましたことを、そのご労苦に對しまして心から敬意と感謝を申し上げますと思います。

先ほどからお話をうかがっておりまして尊敬する小坂副大臣が、国と地方は車の両輪だとお話くださいました。それから、山崎幹事長は、都市と地方は、お互いに共生し補完し合うものだというふうに話をされておりました。

私たち民主党は、ちょっと違います。私たちは地方中心の国にしたいと思っております。

私が申し上げたいのは、この国がいま何を問題としているか

をしつかりと認識する必要があるというところであります。すなわち今までの中央集権的な官僚主導の民主主義が大変な無駄を生んでしまった、また、汚職を生んでしまったのではないか。これからは、一人ひとりの人間が地域で生き生きと自分たちの自治を確立しながら生きていくことができるような分権社会、分権自治の民主主義、正に中央集権に對して地方分権の国に変えていくことこそ私たちがやらなければならぬ本當の構造改革だと思えます。

ところが、小泉首相の構造改革の中で地方分権は謳われているのでありますが、どうもその所がはつきりしない。まだやはり中央集権的なイメージがあつて、地域に對しては、決して悪意を持つてのことではありませんよといいいながら、地方交付税交付金

は削減しますよというメッセージが突然出てきたり、あるいは一六・九兆円になろうとしている補助金負担金を減らすのではないかという話が出てきている。

私たちはそうではなくて、まず一六・九兆円は市町村の皆さま方の意思でどのようにお使いになるかを決めることができるようなシステムに変えようではないか、すなわち一括交付としてその中で地方の皆さんが自由にお決めください、今までのように縦割りの中でこのお金はこの事業にしか使えませんが、そういう話は一切止めようではないか、そんなことを党としてまとめています。その後に来る話が、財源と権限を、数年かけてですが、そっくり移譲しようではないか、今まで七対三あるいは八対二と言われておりますが、そのように実際に地方で使われているならば地方に税源や財源を差し上げるべきではないか、戻すべきではないかという発想を申し上げております。

市町村合併の議論で皆さま方もいろいろとお悩みだと思えます。私たちはその後には合併の議論が出てくることは必定だと思えます。国にも地方にもそれこそ無駄は一円もない方がいいわけ

ですから。ただ、これこそは地方の自治に任せようではないか、市町村の住民の皆さま方が自発的に隣の町と合併しようではないかという機運をつくっていくことが大事であって、国からの押しつけみたいな形で合併を進めることに私たちは賛成しておりません。

このように国と地方のあり方を逆転させようというのが民主党の考え方でありますが、なかなかこれが分かかって頂けないため、政党の違いが見えないと言われておりますが、今回、わざわざ全国の町村からお集まりいただいた町村長の皆さま方には、どうかの違いご理解を頂いて、是非本気で地方の時代をつくろうとしている政党はどこであるか、お心の中で見定めて頂ければありがたいと思っております。

改めて全国からお運びを頂いた皆さま方に心から敬意と感謝を込めてご挨拶いたします。





来賓あいさつ(要旨)

## 町村の諸問題解決のため 決意を新たに取り組む

全国町村議会議長会会長 大谷 忠志

本日ここに、町村自治確立全国大会が開催されるに当たり、全国の町村議会議長を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、地域住民のリーダーとして住民福祉の向上と地域社会の発展に不断の努力を重ねてこられた町村長の皆様方に衷心より敬意を表しますとともに、私ども町村議会議長会に平素から格別のご理解とご協力を賜っておりますことに対し、この席をお借りして衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、私ども地方自治関係者にとりまして長年の悲願でありました地方分権は、昨年四月、地方分権一括法の施行という形で一つの実を結んだところであります。しかしながら、その分

権改革は国の関与の廃止・縮小に主眼が置かれたものであり、地方分権を有効なものとするために不可欠の、国と地方の役割分担に対応した事務事業の見直しと地方税財政制度の確立はいまだ手つかずの状況にあることはご案内のとおりであります。

幸い、国は、このことに関し間隙を置くことなく調査審議するため、一日の七月三日、地方分権推進委員会の後継機関として「地方分権改革推進会議」を内閣府に設置したところであります。私どもといたしましては、この地方分権改革推進会議において、前向きな調査審議が積極的に行われるよう強く期待するものであります。

ところで、国は、去る六月二十六日、経済財政諮問会議策定の「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」を決定したところであ

りますが、その改革の方向は、私ども町村にある者にとつても基本的には理解できるものの、個別に見たとき、極めて厳しいものがあると言わざるを得ません。すなわち、「個性ある地方」の自立した発展と活性化を促進するための速やかな市町村の再編の促進、段階補正の見直しを含む地方交付税制度の見直し、道路等の特定財源のあり方の見直しなどであります。

しかしながら、翻つて財政力の低い町村の立場に立つとき、これらのことは直ちに納得できるというわけにはまありません。地方交付税が果している財政調整機能の重要性はいくら言つても言い過ぎではありません。道路の問題についても、道路整備が遅れている町村の実情を考えると、必要な財源の確保は極めて重要であります。また、地方分権の進展に伴い、住民に身近な総合行政主体である町村の役割は益々重要なものになって来ています。市町村の再編について、私どもは予てから、地方分権時代における市町村合併は「自己決定・自己責任」の原則の下、関係市町村と住民とが十分に議論を尽くし、あくまで自主的に行うべきものであって、国や都道府県が強制的・誘導的に推進すべきものではないと強く

主張してきたところであります。

経済財政運営の基本方針に謳われているとおり、「おいしい水、きれいな空気に囲まれた豊かな生活空間の確保を通じ『美しい日本』の維持・創造を図る」ことは我々共通の課題であります。しかし、それはどのように達成できるのでしょうか。言うまでもなく、それは、町村の果している役割を抜きにしては考えられないのであります。

このように国民生活全体に計り知れないほどの貢献をしている町村を考えると、「町村の発展なくして国の発展はあり得ない」と思う次第であります。

私は議会にある者として、今後とも皆様方との連携を益々強固なものにし、町村が当面する諸問題の解決のため、決意を新たに組織を挙げて取り組んでまいれる所存であります。

本日のこの大会が町村にとつてまことに厳しい時期に開催されましたことは大変時宜を得たものであり、本日お招きをいただいたことに対し改めて敬意と感謝を申し上げます。

終わりに、この大会が多くの成果を上げられますとともに、全国町村会の益々のご発展とご出席の皆様方のご健勝、ご活躍を心からお祈り申し上げます。ご挨拶といたします。





来賓あいさつ(要旨)

# 国と市町村を車の両輪として 地方自治振興に尽力

総務事務次官 嶋津 昭

本日は、このような大事な時期でございますので、総務省からご報告を申し上げさせて頂きたいと思ってお時間を頂いたわけでございます。私からは三点、お話をさせて頂きます。

まず、第一は今までのご挨拶に

も出て参りましたが、六月二十六日に政府の経済財政諮問会議において、今後の経済財政運営および経済社会の構造改革に関する基本方針「いわゆる骨太の方針」が決定したわけでございます。この、骨太の方針を決める場所といえます

のは、経済財政諮問会議、これは総理大臣あるいは官房長官、財務大臣等々政府の代表に加え、数人の学識経験者、経済界の方々が議論して骨太の方針を決めるという仕組みをとったわけですが、小泉内閣の方針といえます

まして、その議論の過程をガラス張りにして、その過程を国民の皆さま方に知って頂くというようなやり方をとりました。そのために当初、民間の委員や学者の委員のご意見等が新聞等で先行して報道されました。そのため、やや議論の方向性について皆さん方に大変ご心配をおかけしたようなことがございます。しかし、最終的に六月二十六日に決められたこの骨太の方針は、そういう議論を経まして、片山総務大臣も中に入って侃々諤々の議論を戦わした末、今回の結論に至ったわけでございます。この議論の中身について三点ほど申し上げます。

一点目は、これからの地域のあり方が、個性ある地域の発展を重視していくのであって、これまでの均衡ある地域の発展という国土政策の目標はもういいのではないの

かというご意見が一部にありました。私も、均衡ある地域の発展というのは、何も時代によって変わるものではないと、我が国の国土のあり方として二一世紀に向かつて、この均衡ある地域の発展は大事であり、それをなくして自立した地域の発展でいくという方針の転換ではないという主張をいたしました。結論といたしましては、均衡ある発展という本来の考えを活かすために個性ある地域の発展ができるような政策の方針にまとめられたわけでありまして。

二点目は、地方財政制度、特に交付税制度等で地方公共団体に手厚く財政措置をし過ぎているために、公共事業などの施策について無駄が生じているのではないかと、この指摘がございました。私もそのことについていろいろと議論をしたわけでございます

ども、端的に言いますと例えば公共事業について、その地方負担額を地方債を充て元利償還金を地方交付税の基準財政需要額で算入していくというやり方が、いわば地方の負担感を失わせて無駄な公共事業をやっているのではないかと、この指摘でありました。これについては正面から、そういうことではありませんと、そもそも国はいま財政がアンバランスの状況でありますから、赤字国債まで出しています。当然公共事業は、国債を発行してやるわけでありません。そうしますとその補助金を受けて地方団体が事業をやる場合にその財源を地方税、交付税というような一般財源を充ててやるというふうなことは財源不足なわけですから到底できないのであります。そのためやむを得ず地方債を発行して、地方債の元利償還金を交付税の後年度の基準財政需要額に入れて、これはやむを得ない措置です。国の財政も地方の財政もアンバランスであるためこういうやり方をやむを得ずとっているわけで、これを無駄をもたらしやり方だというふうなことは、国の財政と地方の財政のバランスを失した議論ではないかということをご指摘いたしました。

しかし、これからの財政構造改革の中で将来公共投資等をどのようにやっていくかということについては、これからの議論を待たなければなりません。少なくとも国がやる公共事業、あるいは社会福祉、教育等の制度の国庫負担についての地方負担につきましても、これを交付税の基準財政需要額に入れなければいけないということが法律上義務付けられているわけですから、しっかりと地方財政措置を講じていかなければならないということを主張いたしました。引き続き交付税制度論と交付税の算定のやり方、あり方についての議論はいたしますけれども、財源保障をするということについては、今後とも続けていくという考えが貫けるものと考えております。

自主課税権によって確保される財源はほんの一部でございます。法定外普通税というのは全国で数百億円ですから、そういうようなものは地方財政計画の歳入にも計上できない程度の額です。そういうことではなくてはやはり国と地方との税財源配分のあり方、国から地方に対する税源移譲というような議論をどうしてもしなければいけない。これが最後まで残ったコアの議論でありましたが、最終的に、地方分権推進委員会の最終報告におきましては、「地方税を充実に確保することとし、国と地方の役割分担の見直しを踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税のあり方の見直しとともに、税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直し、そのあり方を検討する」という表現に落ち着いたわけでありました。これは税源移譲のことだけではなく、「財政力の低い自治体が自主的な歳出が行えるように交付税を交付することが必要である」という表現もこの方針の中に述べられているところがあります。これらについては総務省の考え方が十分に反映されたものと思っております。

また、平成十四年度の予算編成を巡りまして、来年度の国債発行を三〇兆円以下にするために交付税を一兆円削減しなければならぬという報道が流れました。予算委員会等の議論におきまして小泉総理は、地方への歳出、あるいは道路財源等も含めまして聖域のない見直しをしなければならぬ、というご発言はされておりますけれども、総理は交付税の削減という表現はされておられません。また塩川財務大臣は、予算委員会におきまして基準財政需要額の一兆円程度の削減と、ご発言をされました。塩川大臣は、一〇年ほどの自治大臣でもあり、東大阪市の助役をされた方で地方財政について非常に詳しい方でございます。そういうご発言をされましたが、その後、経済財政諮問会議等での議論におきまして、地方財政計画の歳入歳出の見直し、地方財政計画の歳出を極力抑制してもらいたいという趣旨の発言であることご発言を修正されております。したがって交付税削減の議論につきましては、現在、落ち着いている所でございます。

しかし、我々としてはなお、先程会長のご挨拶にもありましたように、地方交付税というのが、国の予算では歳出要因になっている

わけですが、これは地方団体の固有財源でございますので、当然、頭から削減できるというものではありません。それから、地方財政計画を国の予算編成と並行して策定し、地方団体に必要な歳入歳出を全て計上して財源不足の額が交付税になるというわけですから、平成十四年度の予算編成については国も聖域のない歳出の見直しを進めて参ります。地方団体におきましても、例えば歳出の中には地方単独事業について一七兆五千億円を地方財政計画に計上しておりますが、平成十三年度の当初予算をみましても到底その額まで達していないわけでございます。一二兆とか一三兆とかそういう水準でございます。地方団体の実際の支出等の内容をよく見て地方財政計画の歳出の見直しは当然いたしませうけれども、交付税は財源保障制度でありますから、そういう機能としての地方一般財源の必要な額を確保する、というように経済財政諮問会議では表現されておりますので、そのような方針で臨んでいきたいということでございます。

何をおきまして、地方団体の歳出は七割位が公共投資、教育、福祉等、国の施策に沿うものから、それらの見直しなくして地

方団体の歳出の一方的な見直しはできないわけでございますので、そういうことを含めて総務省といましては、平成十四年度の予算編成に向けて所要の一般財源をきちんと確保していくという方針で参りたいと考えております。

第二は地方分権の推進についてでございます。六月十四日、分権型社会の創造という最終報告を出して地方分権推進委員会が六年間にわたる歴史を閉じたわけでございますが、諸井委員長は最後の記者会見におきまして、分権改革はまだベースキャンプを設定した程度であり、この後に続く体制としてさらに分権を積極的に推進してもらいたいと申されたわけでございます。この分権委員会の最終報告の中でも、これからの地方団体の施策の実施に必要な財源の相当部分を地域からの税収で賄い、財政の弱い地域は、一般的な財政調整機能で対応し、個別の国庫補助負担金を真に必要なものに限定するという方法でいくべきではないか、というご意見を出していただいておりますけれども、その中でも国から地方への税源移譲を含めた地方税財源の充実強化が必要だということを力強く述べて頂いております。そういう方針に沿って

これから分権改革をさらに進めていかなければいけないと考えております。

政府におきましても小泉首相の施政方針演説におきまして、地方にできることは地方に委ねるといふ基本方針のもとで、税財源問題も含めて地方分権を積極的に推進するということをお述べおられます。そういう方針に基づきまして七月二日に分権委員会が解散すると同時に、三日に地方分権改革推進会議が西室泰三さんを議長にして組織されました。七月九日にもその第一回会合を行おうとしておりますが、今申し上げましたような方向で分権改革の第二幕を開いて推進して参りたいと思っております。

最後に、市町村合併の推進につきまして、私どもは多くを述べませんが、私どももいたしましては、骨太の方針においても市町村合併や広域行政を強力に推進し、その目処を立てて速やかな市町村の再編を目指すことを決めたわけでございますけれども、自主的な合併の推進という基本方針に立つて政府全体の取組みにして、国土交通省、厚生労働省、文部科学省等の協力を得まして合併推進の施策を新たにまとめて参りたいと考えております。

それから、合併推進のための制度改正を含む地方自治法の改正が、残念ながら前通常国会におきまして継続審議になってしまいました。その中には市町村長さん到大変ご関心のございました住民訴訟制度の見直しの内容も含まれていたわけでございます。こういうものが継続審議になったわけですが、来る臨時国会におきまして早急に成立を図りたいと考えておりますので町村長さんにおかれまして是非ご協力をお願いしたいと思っております。

最後でございますが、今後とも小泉改革内閣といたしまして片山総務大臣を中心に財政改革を含めた構造改革を進めていくわけですが、国と市町村は車の両輪でありまして、両者の呼吸が合わない日本丸は前に進みません。そういうことも含めまして、国と地方団体は構造改革のパートナーであるという位置づけを私どもは考えておりますので、そういう立場でそれぞれの町村長さんも町村の行財政運営についての改革者としてお立ち場で頑張っておられるのだと思っておりますが、我々もいたしましては、町村長さんのご意見等をよく承って地方自治の振興のために今後とも頑張ってお参りたいと思っております。





大会議長団に選出された松本常任理事(佐賀県北方町長)と齋藤常任理事(茨城県関城町長)



佐々木副会長(北海道えりも町長)による開会の辞



## 特別決議

### 地方交付税総額の安定的確保に関する特別決議

地方分権の実現に向け、また、町村の自立に向けた取り組みを行うためにも自主的な財源を確保することは、町村にとって必要不可欠である。

一方、町村にとって、課税自主権の活用による地方税の確保には大きな限界があり、地方交付税は、極めて重要な地方固有の財源となっている。

国が法令等で実施を義務付けている事務や、国から地方への税財源の移譲を議論することなく、国の財政事情から一方的に交付税総額を一律に削減することには、断固反対せざるを得ない。

国におかれては、地方交付税が果たしている財政調整機能等を十分に認識し、地方交付税総額の安定的確保を図られたい。

一、地方交付税総額の安定的確保を図ること

### 道路特定財源の確保に関する特別決議

道路は、住民の日常生活を支えるとともに、地域間の連携及び交流の活発化、また産業振興の基盤としても不可欠なものとなっている。

しかしながら、道路特定財源について、その一般財源化などの議論がなされており、これは、道路整備が遅れている町村の実情を大きく見誤ったものであると言わざるを得ない。

国におかれては、地方の道路整備の重要性を強く認識し、これに必要な道路特定財源の確保を図られたい。

一、道路特定財源の確保を図ること



特別決議を朗読する野中常任理事（京都府園部町長）

### 市町村合併に関する特別決議

市町村合併は、個性豊かな魅力ある地域社会を構築するため、地域住民と行政とが一体となって十分に議論を尽くした上、自主的に判断し実現すべきものである。

この過程はまさに地方自治の理念にほかならないものであり、数値目標や期限の設定、地方交付税の段階補正等の見直しなどによる合併の誘導措置等は、かかる理念に反するものである。

国および都道府県はいかなる形であれ市町村合併を強制してはならない。

一、市町村合併を絶対に強制しないこと

## 宣 言

21世紀を迎え、新しい世紀に踏み出した現在、我が国は未曾有の危機に直面している。

長らく停滞を続ける経済、それに伴う厳しい雇用環境や日々の暮らし、様々な犯罪の横行など混迷した社会の姿が人々の心に暗い影を落としている。

地方を取り巻く環境もかつてない厳しく大きな波にさらされている。

このような状況の中、我々町村はわずか2割の人口で七割の国土を支え続けている。

「地域間競争」や「自立」の名のもとに、地方を規模の大小や経済効率の優劣といった市場原理に委ねることは、行政水準の後退のみならず農林水産業や地場産業を衰退させ、過疎と疲弊を助長し、自然に恵まれ人間らしい生活空間や歴史と伝統に育まれた豊かな文化を保つかけがえのない地域そのものの消滅につながりかねない。

我々町村の果たす公益的な役割に鑑みると、都市と地方を対立で捉えることなく、互いに補完し共生する関係を保ちながら、狭隘な国土の上に1億2千万余の国民が暮らしている現実を再認識すべきである。

この構造改革を、21世紀を明るい希望の世紀とし次代を担う世代への大切な足掛かりとするため、



大会宣言を朗読する伊藤常任理事（新潟県黒川村長）

我々は改革の意義を共有し共に手を携え、たゆまざる努力を継続しなければならない。

我々町村長は真の改革に向けた自らの変革を厭うことなく、住民が誇りと愛着を持つ活力ある地域社会の実現のため、全力を尽くすことをここに誓う。

以上宣言する。



# 町村自治確立全国大会来賓氏名

七月五日に開催された町村自治確立全国大会には、次の国会議員来賓あいさつをされた総務副大臣・自民党幹事長・民主党代表を除く)の先生方が来賓としてご出席下さいました。衆・参両院議員は二〇五名(本人出席者三四名、衆議院議員一〇名、参議院議員一四名、代理出席者一七一名、衆議院議員一三四名、参議院議員三十七名)、他一名でした。来賓の方々のお名前は次のとおりです。(敬称略、順不同)

## 本人出席者

(衆議院議員)

(二〇名)

(参議院議員)

(小選挙区)

(一四名)

## 代理出席者

(衆議院議員)

(一三四名)

(小選挙区)

金田英行 北海道	市川一朗 宮城	北村直人 北海道	森 英介	伊藤公介 東京	岸本光造 和歌山	衛藤征士郎 大分	佐藤公治 中国
小淵優子 群馬	齊藤滋宣 秋田	佐々木秀典	森 英介	伊藤公介 東京	岸本光造 和歌山	江藤隆美 宮崎	平林鴻三
佐田玄一郎	阿部正俊 山形	中川昭一	森 英介	伊藤公介 東京	岸本光造 和歌山	中山成彬	宮澤喜一
山口泰明 埼玉	岸 宏一	町村信孝	森 英介	伊藤公介 東京	岸本光造 和歌山	持永和見	七条 明 四国
高木 毅 福井	佐藤雄平 福島	吉川貴盛	森 英介	伊藤公介 東京	岸本光造 和歌山	徳田虎雄 鹿児島	川内博史
野中広務 京都	久野恒一 茨城	大島理森 青森	森 英介	伊藤公介 東京	岸本光造 和歌山	保岡興治	古賀一成
松浪健四郎 大阪	富樫練三 埼玉	津島雄二	森 英介	伊藤公介 東京	岸本光造 和歌山	山中貞則	西川京子
谷 洋一 兵庫	八田ひろ子 愛知	鈴木俊一 岩手	森 英介	伊藤公介 東京	岸本光造 和歌山	仲村正治 沖縄	林田 彪
亀井久興 島根	宮本岳志 大阪	安住 淳 宮城	森 英介	伊藤公介 東京	岸本光造 和歌山	岩倉博文 北海道	堀之内久男
竹下 亘	高橋紀世子 徳島	大石正光	森 英介	伊藤公介 東京	岸本光造 和歌山	菅野哲雄 東北	松下忠洋
福井 照高 知	森下博之 高知	三塚 博	森 英介	伊藤公介 東京	岸本光造 和歌山	坂本剛二	
今村雅弘 佐賀	岩永浩美 佐賀	村岡兼造 秋田	森 英介	伊藤公介 東京	岸本光造 和歌山	植竹繁雄 北関東	
金子恭之 熊本	森山 裕 鹿児島	加藤紘一 山形	森 英介	伊藤公介 東京	岸本光造 和歌山	金子善次郎	
(比例)	久世公堯 比例	近岡理一郎	森 英介	伊藤公介 東京	岸本光造 和歌山	小泉俊明	
熊谷市雄 東北	(その他) (一名)	佐藤剛男 福島	森 英介	伊藤公介 東京	岸本光造 和歌山	中山利生	
蓮実 進 北関東	全国町村議会議長会会長	吉野正芳	森 英介	伊藤公介 東京	岸本光造 和歌山	渡辺博道 南関東	
穀田恵二 近畿	大谷忠志	渡部恒三	森 英介	伊藤公介 東京	岸本光造 和歌山	岩城光英 福島	
西田 司 四国		赤城徳彦 茨城	森 英介	伊藤公介 東京	岸本光造 和歌山		
春名真章			森 英介	伊藤公介 東京	岸本光造 和歌山		

岩國哲人 東京

岩崎忠夫 北信越

桑原 豊

萩山教嚴

杉山憲夫 東海

谷田武彦

伴野 豊 東海

藤井孝男

阪上善秀 近畿

高市早苗

中村哲治

林 省之介

佐藤公治 中国

平林鴻三

宮澤喜一

七条 明 四国

嘉数知賢 九州

川内博史

古賀一成

西川京子

林田 彪

堀之内久男

松下忠洋

(参議院議員)

(二七名)

中川義雄 北海道

田名部匡省 青森

亀谷博昭 宮城

金田勝年 秋田

岩城光英 福島

中島啓雄	月原茂皓	岩佐恵美	上杉光弘	三浦一水	木村仁熊	陣内孝雄	吉村剛太郎	野間 起愛	山内俊夫	真鍋賢二	北岡秀二	松岡満壽男	加藤紀文	片山虎之助	青木幹雄	常田享詳	坂野重信	河本英典	高橋千秋	佐藤泰介	山下善彦	竹山 裕静	松田岩夫	大野つや子	若林正俊	小山峰男	北澤俊美	山崎正昭	谷林正昭	石渡清元	
" "	" "	例	崎	" "	本	賀	岡	媛	" "	川	島	口	" "	山	根	取	賀	重	知	" "	岡	" "	阜	" "	" "	野	井	山	川	川	
									(参議院議員)	山口わか子	宮本一三	三ツ林隆志	日森文尋	原口一博	永田寿康	中村正三郎	中津川博郷	田並胤明	白保台一	阪上善秀	穀田恵二	川端達夫	大島 敦	植田至紀	上田清司	青山二三	(衆議院議員)			渡辺秀央	
																															比
																															例



# 役員が関係省庁・各党に実行運動を展開

## 大会終了後 特別決議、要望事項の実現を求めて



古川内閣官房副長官(右)と右奥から松本常任理事(佐賀)、山本会長、齋藤常任理事(茨城)、佐藤常任理事(岩手)、藤本監事(岡山)



上野内閣官房副長官(左)と左から山本会長、佐藤常任理事(岩手)



小野国土交通事務次官(中央)と右奥、野中常任理事(京都)、左奥から中野常任理事(青森)、加藤常任理事(愛知)



井上保守党政調会長(右)と右奥から佐々木副会長(北海道)、水谷監事(兵庫)、伊藤常任理事(新潟)、富永常任理事(熊本)

全国町村会の正副会長、常任理事及び監事の各役員は大会終了後、関係省庁、各党などに対し特別決議、要望事項の実現のため強力な実行運動を行った。

また大会に出席した町村長も各都道府県ごとに地元選出国議員に対し要望実現のための要請活動を行った。

# 平成十四年度政府予算編成・施策に関する要望

## 一、地方分権の推進

二一世紀を目前に控え地方分権が実施の段階に移った今日、住民が誇りと展望を持った活力ある地域社会をつくることは、地方自治体に課せられた重要な使命である。

よって国は、地方分権の一層の推進に向け、次の事項を実現されたい。

- 一、地方税・地方交付税等地方一般財源を確保するなど、必要な措置を的確に講じること。
- 二、今後、一層の事務・権限の移譲を推進すること。
- 三、市町村合併をいかなる形であれ強制することのないよう十分留意すること。

なお、市町村合併の強制を意図した地方交付税算定の見直しは絶対に行わないこと。

## 二、町村財政基盤の強化

町村は、自主税源が乏しい中、地方分権の進展を踏まえ、介護保険の実施など少子・高齢社会への対応、社会福祉施設等の充実、相対的に立ち遅れている生活関連施設の整備、厳しい条件下の農林水産業の振興等、自主的・主体的な地域づくりのため、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。

よって、国は町村財政基盤を強化するため、次の事項を実現されたい。

- 一、地方分権の一層の推進に向けて、地方税・地方交付税等の地方一般財源

を確保するなどの確な措置を講じること。

## 二、地方交付税制度の充実強化

- (1) 町村が安定した財政運営ができるよう、地方交付税所要額を確保すること。また、地方交付税は地方固有の財源であるので、その制度のあり方について検討する場合は、国において一方的に議論を展開することなく、町村の意見を十分踏まえること。
- (2) 税源の偏在による財政力の是正および一定の行政水準の確保をはかるため、財政調 整機能は、極めて重要であるので、基準財政需要額の算定にあたっては、町村のもつ役割を十分考慮し、実態を的確に反映したきめ細かい財政需要の算定をはかり、町村への傾斜配分を強化すること。
- (3) 地方交付税が地方の固有財源であることを明確にするため、国の一般会計を経由せず、交付税特別会計に直接繰り入れること。
- (4) 町村の公債費負担が増高していることにかんがみ、元利償還金に対する地方交付税算入率の引上げおよび対象事業の拡大をはかること。
- 三、低水準にある町村の重点的、計画的な社会資本整備のための公共投資については、国庫補助事業および地方単独事業にかかる地方負担所要財源を十分確保すること。

## 四、町村税源の充実強化

- (1) 地方税は、地方分権を本質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものであり、地方の歳出規模と地方税収入

の大幅な乖離を縮小するためにも、所得税から住民税への税源移譲や地方消費税の拡充などにより、租税総額に占める地方税のウェイトを高め、町村税源の充実強化をはかること。

また、いわゆる環境税制を導入する際には、環境対策に係る町村の財政負担を助長し、地方税とすること。

- (2) 個人住民税は、町村における、負担分任を基調とした基幹的な税目であるので、安定的にその充実がはかられるよう措置すること。
- (3) 個人住民税の均等割の税率を引き上げること。
- (4) 個人住民税の株式譲渡益課税については、納税者の選択次第で非課税になるなど、極めて不公平であり、課税の適正化を図る観点から、申告分離課税への一本化について、既定方針どおりに実施すること。

また、株式等譲渡益に係る個人住民税の申告分離課税における特別控除を行う場合においては、地方への支障を来すことのないよう、必要な措置を講じること。

- (5) 地方法人課税に関しては、町村にとつて重要な税源であるので、法人住民税総額についてこれを確保すること。

また、分割法人の法人住民税について、課税標準にかかると分割基準に事務所または事業所の固定資産を加える等の措置により、配分割合の適正化をはかること。

なお、法人事業税への外形標準課税の導入について、都道府県財政の安定化は町村財政にとつても極めて重要で

あるので、その導入をはかること。

- (6) 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、その安定的確保がはかられるよう、特に配慮すること。
- (7) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有しているとともに、その一〇分の七が関係市町村に交付されており、特に財源に乏しく山林原野の多い町村の貴重な財源として、地域振興をはかる上で重要な役割を果たしているため、本税の充実、確保をはかること。
- (8) 租税負担の公平を期する見地から非課税等特別措置については、さらに整理合理化をはかること。特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を行うこと。

また、国の租税特別措置等については、地方への支障を来すことのないよう、必要な措置を講じること。

- (9) 軽自動車税の各標準税率を引き上げること。

また、軽自動車税のうち原動機付自転車については、課税の在り方等について実態に見合った見直しを行うこと。

- (10) 入湯税の税率を引き上げること。
- (11) 遅れている町村道等の整備を促進するため、町村にとつて重要な道路特定財源を確保するとともに、町村への配分割合を引き上げるなど、道路財源の充実強化をはかること。
- (12) 個人都道府県民税にかかる徴収取扱費交付金の増額をはかること。

- (13) 地方税法改正については、年度末専決を行わなくてもよいよう、同法の

早期成立をはかること。  
五、地方債の充実改善

(1) 新しい財政投融资制度の下においても、地方債資金の調達に支障の生じないよう、良質な公的資金を安定的に確保すること。

また、公営企業金融公庫について、その資金調達に対する政府保証を付するなど、町村に対し、長期かつ低利な資金を安定的に供給すること。

(2) 過疎地域の自立促進のための各種施策を推進するため、過疎債の所要額を確保すること。

また、辺地債の所要額を確保すること。

(3) 高利の公的資金にかかる地方債について、繰上げ償還など適切な負担軽減措置を講じること。

(4) 道路改良事業の弾力的運用をはかることとし、町村道整備にかかる起債対象範囲を拡大すること。

六、第3セクター等の経営の状況にかんがみ、今後の社会経済情勢の変化に対応したあり方についての指針を踏まえ、運営改善のための所要の措置を講じること。

七、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの町村および人口急増町村等に対し、地域の実情に即した財政措置を講じよう、特に配慮すること。

### 三、国・地方間の財政秩序の確立

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行されたが、真の地方分権を実現するためには、地方税財源の拡充強化等および

国庫補助負担金の整理合理化を積極的に推進する必要がある。

よって国は、次の措置を実現されたら、

一、事務・権限の移譲にあたっては、地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保するなど必要な財政措置を的確に講じること。

二、国庫補助負担金の整理合理化を一層推進すること。

その際、廃止・縮減を行っても町村において引き続き当該事務・事業の実施が必要な場合は、所要財源を明確にしたうえで必要な地方一般財源を確保すること。

三、国庫補助負担金の統合・メニユー化を促進するとともに、地方超過負担の完全解消および補助対象資産の有効活用・転用等について、その運用・関与の改革を一層推進すること。

四、具体的な事業箇所・内容について地方公共団体が主体的に定めることができる統合補助金制度を推進すること。

### 四、ペイオフ凍結解除後における地方公共団体の公金預金の保護

ペイオフ凍結解除により、歳計現金を除く預託金、基金等は平成十四年四月から、また、歳計現金についても平成十五年四月から一、〇〇〇万円及びその利息を超える部分について預金保険の保護措置がない状態となる。

始の地方公共団体では、地域経済対策としての地元金融機関の活用や、中小企業等への制度融資にかかる預託等、安全確実という基準だけで預入先

を選択することが困難な状況にある。

仮に、預入先の金融機関が破綻し、公金預金が喪失した場合、特に財政基盤が脆弱な町村にとっては直ちに財政破綻につながることもあり、町村としての行政執行に支障を生じ、住民生活に重大な影響を与えるだけでなく、住民の共有財産の喪失として多大な損失となる。

よって国は、金融機関の健全性の確保、情報開示の徹底等金融環境の整備を推進するとともに、ペイオフ凍結が解除される平成十四年四月以降について、引き続き公金預金の保護のための必要な措置を講じること。

### 五、情報通信技術（ＩＴ）の進展に対応した情報化施策の推進

現在、世界規模で生じているＩＴ革命の恩恵をすべての国民が等しく享受できるための施策が、国をあげて進められている。住民に直結し、総合行政を担う町村が、情報化施策推進に果たす役割は極めて大きい。

よって、国は次の事項を実現されたら、

一、「総合行政ネットワーク」や「申請・届出等手続のオンライン化」について、適用事務の内容やメリット等を早期に明らかにするとともに、基盤整備やその維持に係る経費について積極的な支援措置を講じること。

二、情報通信格差の大きい町村部の情報化を促進するため、光ファイバー網、移動体通信、情報拠点施設及びCATV等の高度情報通信基盤の重点的な整備や民放テレビ放送難視聴の解消等情

報通信格差の是正を推進すること。

三、情報通信技術を有効に活用するため、ＩＴサポート事業等、専門家の養成や、自治体、地域、学校教育等の場において担い手となる人材の育成や情報システムの開発支援（共同開発を含む）など情報リテラシーの向上に向けた施策を積極的に推進すること。

四、地理的位置や空間に関する情報等、国土空間データ基盤の整備を高度情報通信社会の社会基盤と捉え、町村における地理情報システム（GIS）の整備、普及の促進に格別の支援措置を講じること。

五、総務省ＩＴ推進有識者会議における議論等を尊重し、整備の立ち遅れている町村の情報化を重点的に推進すること。

### 六、国土政策の推進

国土政策は、国土の均衡ある発展をはかることが基本である。国土総面積の七十二％を占める町村は、人口減少と少子・高齢化が進行しており、国土の保全や地域社会の維持に苦慮している。こうした中、相対的に立ち遅れている地域の国土基盤の整備を急ぐとともに、二一世紀に向けて全国のそれぞれの地域が特性を生かした適切な役割を担っていけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

また、近年頻発している各種大災害の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくり、むらづくりをはかることに配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現されたら、



一、「二一世紀の国土のグランドデザイン」を効果的、かつ着実に推進するため、これまでに取りまとめられた「戦略推進指針」及び「二一世紀の国土計画のあり方」を実施していくとともに、これらを踏まえて調査審議が進められる「国土計画の新たな課題」及び「新たな国土計画制度」の検討にあたっては、多自然居住地域と位置づけられ、国土の保全と利用について大きな役割を担う町村の意向を充分に反映すること。

また、森林、農地等、国土資源の保全、管理が喫緊の課題となっていることを踏まえ、国民の幅広い合意を基礎とした担い手確保等のための施策を確立し、推進すること。

二、災害に強い国土づくりのためにも、長期的視点に立って人口および産業の地方分散を推進すること。加えて、国の行政機関、研究学園施設等については地方定住、特に若者の定住にも配慮して広く地方に分散・立地させること。

三、新産業都市及び工業整備特別地域における生活環境の整備、新産業の育成等を推進するため、平成十二年度末で期限切れとなる「新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」による国の財政上の特別措置を延長するなど、指定地区に支障が生じないよう特段の措置を講ずること。

四、地域主導による個性的で魅力ある地域づくりを推進するため、権限の移譲および財政措置の充実強化をはかるとともに、地域づくりに資する情報の提供等、適切な支援策を講ずること。

五、農山漁村地域を活力にあふれた住みやすい地域として再生するため、美しいむらづくりを推進するとともに、農林漁業振興対策等、各般の施策を拡充強化し、総合的、計画的に推進すること。

また、都市や農山漁村等の広域的交流・連携を促進すること。

六、人口の減少と高齢化の加速等により放置されている山村の森林、中山間部農地等については、国土管理に配慮した適切な措置を講ずること。

七、高規格幹線道路および空港等、高速交通網の整備を推進すること。

特に、航空輸送の果たす役割の飛躍的な増大にかんがみ、地方空港の整備を積極的に推進すること。

八、整備新幹線の整備については、国土の均衡ある発展を図り、豊かさを実感できる国民生活を実現するために不可欠なプロジェクトであるので、早期着工、早期完成を目指して推進すること。

九、情報格差の是正、住民サービス向上のため総合的、計画的な地域情報化を促進すること。

特に、電気通信格差是正事業の拡充等により、自治体ネットワーク、光ファイバー網、移動体通信、CATV等の高度情報通信基盤の整備を推進すること。

一〇、港湾整備事業は、豊かで活力ある地域づくりをはかるうえからも重要であることにかんがみ、第九次港湾整備七箇年計画を着実に推進すること。

一一、第六次海岸事業七箇年計画を着実に推進すること。

一二、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの町村に対する振興施策を積極的に推進すること。

### 七、環境保全対策の推進

循環型社会への取組みや有害物質処理、さらには地球環境問題など、廃棄物の処理は地域の住民にとっても重大な問題となっている。

このような中、町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を展開できるよう、国においては、次の事項を実現されたい。

一、廃棄物処理対策の改善強化

(1) 第八次廃棄物処理施設整備七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、著しく整備が立ち遅れている町村の廃棄物処理施設および焼却炉溶融化施設整備を重点的に推進すること。

(2) 有毒な新素材の使用を禁止し、一般廃棄物、建設廃材、使用済み自動車、処理困難廃棄物及び産業廃棄物等の処理については、製造、販売業者及び処理業者等の法的責任の強化と監視体制の確立をはかると。

また、不法投棄防止のための対策の充実をはかると。

(3) 廃棄物処理施設の解体、補修工事及び定期的な保守点検等に対する財政措置を講ずること。

(4) 産業廃棄物処理施設等の周辺地域に対する環境整備対策を検討すること。

(5) 根本的なごみの減量化を図るため、環境保全を基本理念とした全国民に対する教育を確立すること。

二、健全な循環型社会の構築

(1) 国・製造業者の責任を強化するとともに特に、製造事業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導を行うこと。

(2) 低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

(3) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)の運用にあたっては、ストックヤード等施設整備および収集・運搬にかかる必要経費について財政支援措置を充実するなど町村が積極的に取組めるよう配慮すること。

(4) 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)について、その施行により発生が懸念される不法投棄への防止策として、監視体制の整備をはじめ、引取り・リサイクルに係る費用を販売価格に含めることを検討するとともに、不法投棄物の回収は、小売業者、製造業者等の責任で行うこととし、町村が不法投棄物を回収した場合は、その回収費用を製造業者等の負担とするなど、町村の新たな負担とならないよう、万全の措置を講ずること。

また、不法投棄者に対し、罰則規定の整備など厳しい対応を行うこと。

なお、製造業者等は、指定引取場所を増設されたい。

三、ダイオキシン類の対策強化

(1) ダイオキシン類の発生を未然に防止するため廃棄物処理にかかる抜本的な対策を推進すること。特に、小規模施設における発生防止技術を確立するとともに、廃棄物焼却施設における焼

却灰や周辺土壌の無害化処理技術の開発等、試験研究を拡充強化すること。

(2) 一般廃棄物処理施設のダイオキシン類の排出削減対策および環境影響等の実態調査にかかる財政措置を充実すること。特に、既存施設の平成十四年対応に向けた改造等については、緊急対応として十分な財政措置を講じるこ

(3) RDFの燃料としての利用促進のため、その規格および安全基準の明確化等をはかるとともに、財政措置を拡充すること。

八、地域活性化対策の推進

国土の均衡ある発展をはかる見地から、財政基盤の弱い町村を重点的に活性化し、地域経済の再生、少子・高齢社会への対応をはじめ、若者も定住する豊かで住みよい地域社会を構築する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

一、町村が自主的・主体的に取り組む地域づくりを推進するため、わがまちづくり支援事業等ふるさと関連施策を充実すること。

特に、地域が創意に基づき「地域経済新生」「人づくり」等に主体的かつ総合的な取り組みを行うことができるよう、地域活力創出プラン関連事業を推進すること。

二、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの持つ国土保全、水源涵養等の公益的な機能の重要性にかんがみ、これら特定地域に対する振興施策を推進するため、特別な財政措

置を講じるこ

三、地域づくりと住民生活充実のため、文化、スポーツ施設の整備と有効活用

の促進をはかるとともに各種活動への住民参加の促進対策等を強力に支援すること。

四、農山漁村地域が果たしている公益的役割の見地から、後継者の育成・確保、定住促進対策等の取組を支援するため、国土保全対策事業を充実すること。

五、地域活力の低下している農山漁村地域の活性化と農林漁業の体質強化をはかるため、農山漁村関連施策および農林漁業振興対策を強力に推進すること。

六、地域産業創造対策および新地域経済基盤強化対策を推進するとともに、財政措置を充実すること。

また、地域の自主性を尊重しつつ地域雇用対策を推進すること。

七、国際化に対応した地域づくりのため、町村が実施している国際交流・国際協力事業および在日外国人に関する対策等について財政措置を充実すること。

八、総合保養地域整備法によるリゾート地域の整備にあたっては、自然や生態系に充分配慮しつつ、町村の活性化をはかる見地に立って、総合的かつ機動的に推進すること。

九、人口が急増する町村は、小・中学校等の教育施設、公共下水道、廃棄物処理施設等の生活環境施設など緊急に整備する必要があるため、その事業量を確保し、地域の実態に即するよう財政措置を強化すること。

九、少子化対策の推進

わが国においては、近年の著しい少子化の中で、子ども同士のふれあいの減少などにより子ども

の自主性、社会性が育ちにくく、また、社会保障費用にかかる現役世代の負担の増大、社会の活力の低下等への影響が懸念される状況にある。このため子どもを安心して生み育てることのできる環境づくり、子ども自身が健やかに育っていきける社会等の強力な推進が求められている。

よって、国は子どもを生み育てるための対策を総合的、計画的かつ緊急に推進すること。

一〇、社会福祉対策の推進

夫婦共働き世帯の一般化、核家族化の進行等にもとない、家庭における保育機能や介護機能が低下してきている。このため、地域住民のニーズに対応した保育制度の充実および障害者が安心して暮らせる福祉のまちづくり等の推進が課題となっている。

よって、国は次の事項を実現された

一、児童福祉対策等の推進

(1) 保育制度の充実  
ア、新エンゼルプランの着実な推進をはかること。

イ、保育所運営費の基準の改善をはかるとともに、特別保育にかかる財政措置を充実すること。  
ウ、保育制度にかかる国の財政負担を地方へ転嫁しないこと。

(2) 児童健全育成対策にかかる財政措

置を充実すること。

(3) 保育所、幼稚園の連携強化および施設の共用化を推進すること。  
(4) 母子、父子家庭対策を充実すること。

(5) 乳幼児にかかる医療費の無料化を制度化すること。  
二、障害者保健福祉対策の推進

(1) 障害者プランの着実な推進をはかること。  
(2) 障害者保健福祉対策にかかる財政措置を充実すること。

(3) 身体障害者更生援護施設にかかる措置費基準の改善をはかること。  
(4) 障害者スポーツの振興をはかること。

三、社会福祉協議会等の充実

(1) 町村社会福祉協議会の活動費にかかる財政措置を充実すること。  
(2) 民生(児童)委員の活動費にかかる財政措置を充実すること。

一、義務教育施設等の整備促進  
わが国の将来を担う子どもたちを時代の進展に即応し、心身ともたくましく育成するため、安全かつ快適で特色ある教育環境づくりが重要である。

よって、国は次の事項を実現された

一、義務教育施設等整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を拡充すること。  
二、学校給食については、地域の実情に即した給食施設及び設備にかかる財政措置を充実するとともに、米飯給食に対する財政措置を講じること。

また、集団食中毒対策の充実・強化

をはかること。

三、学校図書館図書整備に対する財政措置の充実をはかること。

四、小・中学校等にかかる現行の放送受信料免除措置を継続すること。

五、心豊かなゆとりある教育の実現をするため、学習指導要領の改訂をはかること。また、少人数教育を促進するため、一学級定数標準を緩和すること。

一一、青少年の健全育成対策の強化

次代を担う青少年の健全育成のため、家庭、学校ならびに地域社会が一体となって強力に推進する総合的な対策が必要である。

よって、国は次の事項を実現された

い。一、青少年の団体活動、ボランティア育成活動等青少年育成国民運動を一層推進すること。

二、学校生活におけるいじめや、非行等の問題行動が多発している現状にかんがみ、生徒指導の充実強化、その他児童・生徒を健全に育てるための心の教育を一層推進すること。

三、特に最近の青少年による凶悪事件の頻発にかんがみ、専門的見地からの原因究明をはじめ、その防止対策を総合的に推進すること。

一一三、生涯学習等の振興

人々がいつでも、自由に多様な学習機会を選択して学ぶことができ、心ゆとりと潤いのある生涯を送れるようそれぞれの地域の実情にあった生涯学習推進体制を整備する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。

一、生涯学習振興事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

二、生涯スポーツの普及振興事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

三、史跡等文化財保護に対する財政措置を充実すること。

一一四、老人保健福祉対策の推進

高齢社会の到来を踏まえ、新たなシステムに対応した基盤整備を計画的に推進するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを強力に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。一、老人保健対策の推進

(1) 老人医療費に対する国の負担割合を拡充すること。

(2) 老人医療費拠出金の算定にかかる老人加入率の上限を撤廃すること。

また、退職者にかかる老人医療費拠出金の全額を退職者医療制度で負担すること。

(3) 老人保健事業にかかる財政措置を充実すること。

(4) 介護老人保健施設については、町村が必要とする事業量を確保するとともに財政措置を充実すること。

二、老人福祉対策の推進

(1) ゴールドプラン21の着実な推進をはかること。

(2) 養護老人ホーム等にかかる措置費

この街、素敵にサポートします。



上下水道

交通

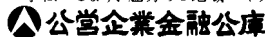
電気

ガス

住宅

北原 奈々子

お手伝いします、魅力ある地域づくり



基準の改善をはかること。

(3) 在宅福祉施策および老人福祉施設については町村が必要とする事業量を確保するとともに、地域の実情に応じた整備ができるよう財政措置を充実すること。特に小規模特別養護老人ホーム等の設置基準等の緩和をはかること。

(4) 高齢者がその実態に応じ就業の機会を確保できるよう雇用対策を充実すること。また、知識と経験を活かせる適当な仕事に従事し、教育、経済等社会活動に積極的に参加できる機会を確保するための対策を充実すること。  
三、痴呆性老人に対する総合的対策の推進をはかること。

四、高齢者ができる限り自立可能となるよう介護予防・生活支援事業の推進をはかること。

一五、介護保険制度の円滑な実施

高齢化が著しく進行する我が国において、高齢者介護は現下の最大の課題であり、国、都道府県、市町村が一丸となって取り組むことが何よりも重要である。こうした中、町村においては昨年四月の介護保険制度施行以来、高齢者に対する必要かつ十分な介護の提供に懸命の努力を傾注しているところである。

しかしながら、本来在宅介護中心であるべき制度が施設介護中心に傾斜するなど、今なお解決すべき課題が山積している。同制度を円滑かつ安定的に運営するためには、町村の意見を十分尊重することはもとより、国、都道府県がその役割を十分に果たすことが必

要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、保険者について

(1) 保険給付について施設サービスが中心となっているが、介護保険制度本来の主旨のとおり、被保険者が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅サービスが提供できるよう支援すること。

(2) 市町村が保険者となっているが、市町村が希望する場合には公平、公正かつ、より効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進すること。

二、保険料について

(1) 低所得者に対する保険料については減免措置を講じるとともに、同措置にかかる国、都道府県による財政補填制度を創設すること。

また、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講じること。

(2) 保険料六段階制の周知をはかること。

(3) 事務の効率化のため、第一号保険料にかかる特別徴収の対象範囲を拡大すること。

(4) 介護保険料の上乗せ賦課にともなう、国民健康保険料(税)の収納率低下により生じる歳入欠陥については、全額国費により補填すること。

三、財政調整について

(1) 国の負担二五%のうち五%が調整財源とされているが、調整財源については二五%の外枠とするとともに、算

定基準に介護保険施設の病床数を加味すること。

(2) 財政安定化基金にかかる財源は国および都道府県の負担とすること。

四、要介護認定について

(1) 公平、公正かつ迅速な認定を確実なものとするため、都道府県の責任において審査基準や不服に対する統一見解の提示および連絡調整を行う本部ならびに生活圏域を単位として審査判定を行う支部を設置すること。

(2) 認定審査会委員の研修および訪問調査員等の研修を充実すること。

(3) 認定審査会委員報酬および調査業務委託料については、実勢に応じた基準額を設定すること。

(4) 一次判定に用いるコンピュータソフトの精度向上をはかるとともに、痴呆症状の実態に即したソフト開発を行うこと。

(5) 認定更新の際、状態に変化が生じていない者については認定期間の有効期限を延長する等手続きの簡素化をはかること。

五、介護報酬について

(1) 介護報酬の特別地域加算に係る影響額については、利用者負担を含め財政措置を講じること。

(2) 住宅改修等の申請を介護支援専門員が代行する場合の介護報酬を定めること。

六、利用者負担について

低所得者に対する利用料負担については減免措置を講じるとともに、同措置にかかる国、都道府県による財政補填制度を創設すること。

七、家族介護に対する評価について

(1) 町村においては家族介護に依存する度合いが高いという現状に鑑み、現金給付の制度化を含め支援策を充実すること。

(2) 同居家族に対する訪問介護に係る基準について、時間規制の二分の一要件は削除すること。

八、サービス提供事業体等について  
(1) 市町村において行う苦情処理事務については、円滑に処理できるよう支援体制を強化するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 市町村特別給付については法律、政省令等によって関与しないこと。

九、介護基盤の整備について

(1) 市町村介護保険事業計画に基づき介護サービスが適切に提供できるよう、介護基盤整備については人材の育成・確保等にかかる支援策を含め十分な財政措置を講じること。

(2) 介護療養型医療施設の入所定員数が町村の保険料水準に及ぼす影響が大きいことに鑑み、(療養型病床群は)全て医療保険の適用とすることを含め、その位置づけを基本的に見直すこと。

また、見直しにあたっては町村の意見を十分尊重すること。

(3) 施設サービス対象者については要介護一から五までが対象とされているが、真に施設サービスが必要な者が入所可能となるよう、要介護四・五のみを対象とし、要介護一から三については家族構成等考慮の上、特に必要と認められる場合のみ入所可能とすること。

(4) 介護支援専門員の地域的偏在等に

ついでに対応策を講じるとともに、研修を充実すること。

一〇、事務費について

市町村における介護保険の事務の執行については、十分な財政措置を講じること。

一一、その他

(1) 養護老人ホームおよびグループホーム等の施設入所者に対して、住所地特例を適用すること。

(2) 介護保険制度に関する国民の理解と協力を得るため、的確な広報を行うこと。

### 一六、地域保健医療対策の推進

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、地域保健の充実

(1) 母子保健事業が円滑に実施できるよう財政措置を充実すること。

(2) 予防接種が集団接種から個別接種になったことにもなうワクチン代の高騰に対処し、予防接種事業にかかる財政措置を充実すること。

(3) 保健婦、助産婦、栄養士等の養成、確保をはかるとともに、地域の実情にに応じて配置できるよう財政措置を充実すること。

(4) 市町村保健センターの運営および施設整備にかかる財政措置を充実すること。

二、地域医療体制の充実

(1) 自治体病院の医師確保対策をはかるとともに、経営健全化対策および施設・設備整備にかかる財政措置を充実すること。

(2) 看護職員の養成、確保をはかるとともに、財政措置を充実すること。

(3) 国立病院・療養所の統廃合、経営移譲等については、地域の医療に支障をきたさないよう地元町村と十分協議すること。

三、へき地保健医療対策の充実

(1) 「第九次へき地保健医療計画」の着実な推進をはかること。

(2) へき地診療所等の運営、医師および看護婦等の養成、確保ならびに施設整備等にかかる財政措置を充実するとともに、医師標欠にかかる診療報酬の減額措置について緩和措置を講じること。

四、救急医療体制の体系的な整備を推進するとともに、救急医療情報センターにかかる財政措置を充実すること。

### 一七、国民健康保険制度の抜本的な改革の実現

国民健康保険制度は被用者保険に比

べ低所得者層が多く、さらに老人加入率が高い等その構造的な体質のため、財政的に脆弱であるうえに、医療費の増高等により保険料(税)の負担および一般会計からの繰入れはすでに限界に達しており、永年に亘る負担により町村における各種福祉施策の推進を大きく阻害している。

よって、国は次の事項を実現された

い。

一、各種医療保険制度間における負担と給付の公平化をはかるため、医療保険制度の一本化を基本として、国の責任において早急に改革を実現すること。

また、一本化にあたっては国、地方団体、民間等の役割分担を明確にし、保健、医療、福祉の諸制度が相互に連携し合い、一貫した運用ができる制度を確立するとともに、町村の意見を十分尊重すること。

なお、一本化が実現するまでの間、制度の維持運営に支障をきたさないよう、国庫負担の拡充等十分な財政措置を講じること。

二、慢性期医療等に対する包括払いの積極的な活用等診療報酬制度を見直すとともに、薬価基準制度を抜本的に改正すること。

三、国保財政の健全化および保険料(税)負担の平準化に資するため、新たな国庫負担措置を講じること。

なお、国保財政安定化支援事業については引き続き措置すること。

### 一八、新農業基本法に基づく新たな地域農政の推進

わが国の農業・農村は過疎化・高齢化の進展による担い手の減少、耕作放棄地の増加また、国際化の一層の進展等大変厳しい状況にある。このような状況において、食料・農業・農村基本法およびそれを具体化する食料・農業・農村基本計画を着実に実施し、安定した足腰の強い農業および農山村の構築を早急に実現する必要がある。

よって、国は、次の事項を実現されたい。

一、食料自給率目標の達成

国民に安全性の高い食料を安定的に確保するためには、近年の自給率の低下傾向に歯止めをかけ、主要先進国の中で最も低い水準にある自給率の向上をはかることが必要である。したがって、「食料・農業・農村基本計画」において示された食料自給率の目標を確実に達成するため国内農業生産振興対策を抜本的に強化するとともに食料消費については、食品の廃棄や食べ残しの削減等食生活の見直しについて周知・普及をはかること。

二、国内農業生産体制の強化と国産米の消費拡大

(1) 水田を中心とした土地利用型農業の推進

米の計画的生産および麦・大豆・飼料作物等の本格的生産の定着・拡大をはかる水田を中心とした土地利用型農業活性化対策の推進に当たっては、地域の実情に即した取組みを推進するとともに、米穀の需給均衡と価格の安定を早急に図ること。

また、生産数量・作付面積ガイドラインを早期に提示するとともに、その配分、確認、助成金の交付等に係る町村の事務について町村の負担が過重にならないよう簡素化すること。

(2) 農業生産総合対策の推進

自給率の低い麦、大豆等の重点的な生産振興のため、排水対策等圃場の改良整備など総合的・作物横断的な生産対策を推進するとともに各地域の実情に応じた地域特産作物の振興、開発を

行うこと。

また、園芸産地の活性化をはかるため産地の実態にあつた野菜生産省力機械の開発普及を促進すること。なお、生産資材費の軽減をはかるため農業機械・施設リース事業を拡大すること。

(3) 畜産振興総合対策の推進

酪農および肉用牛経営の安定と健全な発展をはかるため家畜排せつ物の処理の促進、肉用子牛対策の強化等の畜産振興総合対策を推進すること。

特に、口蹄疫等畜産に係る海外伝染病の国内侵入・まん延防止対策等の防疫対策および国産稲わら供給体制の一層の強化をはかること。

(4) 国産米の消費拡大

世界的な食料・環境問題が懸念されるなか、米を中心とした日本型食生活の再構築をめざすとともに農村地域の活性化につながる新たな米消費拡大策の拡充強化をはかること。また、日本の食文化を守り育てていくため米飯を主体とする学校給食制度を確立し、学校給食用米穀の確保のための施策の創設と必要な財源の確保をはかること。

三、WTO農業交渉への対応

WTO農業交渉に当たっては、農業の有する多面的機能や食料安全保障の重要性に配慮した新たな国際ルールの実現をはかること。

また、関税化に移行した米については、稲作農家の経営に影響のないよう現行の関税水準の維持、ミニマム・アクセス米の見直しに努めるとともに諸外国への援助用に積極的に活用すること。

なお、輸入農産物が増加傾向にある

ことから、監視を強化し、国内農業経営に著しい影響がある場合、セーフガード（緊急輸入制限措置）を迅速かつ円滑に発動するとともに、国内産地対策を強化すること。

四、地域農業の体質強化

(1) 地域農業の担い手の育成・確保

地域における少子・高齢化が著しく進行しているため、意欲ある担い手の確保・育成と新規参入を促進するため農業就業者の所得の確保、社会保障、年金等の身分保障制度を確立すること。特に、安定した農業者年金制度は、若い担い手の確保の面から重要であるため、新制度への円滑な移行、PRにつとめるとともに制度の充実強化をはかること。

また、認定農業者への支援を資金面、技術面から強化するとともに女性の農業経営に参画する機会の確保と高齢農業者が生きがいを持って農業活動を行うことができる環境の整備、集落営農に対する支援を強化すること。

(2) 農業基盤整備の推進と土地改良負担金の軽減

国内の農業生産の増大に資するため、水田汎用化、畑地かんがい等に重点をおいた農業基盤整備の推進および土地改良負担金の農家負担の一層の軽減をはかること。また、受益者負担のない場合は土地改良法に基づく同意を要しないよう法手続きを簡素化するとともに、地域の実情に応じた小規模な土地改良事業が実施できるよう措置すること。

また、土地改良事業に係る施設および広域営農団地農道の維持管理費の助

成を拡充するとともに、国営かんがい排水事業により建設された施設は国が管理すること。

(3) 経営構造対策の推進と担い手への農地の利用集積の促進

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、経営構造対策を強力に推進すること。また、農地利用集積対策を強化すること。

(4) 優良農地の確保

「食料・農業・農村基本計画」で示された食料自給率の達成に向け、必要な優良農地の確保と有効利用を積極的に推進するとともに、地域の実態に応じた土地利用をはかるため、土地利用計画の策定等に係る町村長の権限を強化すること。

また、農業振興地域整備計画の変更については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう規制を緩和すること。

(5) 農林地の保全・管理対策の強化

耕作放棄農地や放置森林等の増加傾向に対処し、国土の保全管理を推進するため、中長期的視点に立って以下の措置を講ずること。

ア、耕作放棄農地、放置森林等の維持管理等を行う町村、公社、第三セクターへの経費助成の拡充。

イ、相続に伴う農林地の粗放化、細分化防止のための特例措置として耕作及び管理できないものについては、町村又は農協等が買取り管理する制度の創設。

ウ、農地保有合理化法人が農地を取得し、新規参入者や大幅な規模拡大をめざす者に超長期間の貸付を行う

制度の創設。工、農業公社、関係法人等の設立並びに耕作農地確保の場合の事務手続きの簡素化。

(6) 農業経営安定対策の充実

米・麦・野菜等の農畜産物価格安定制度については、市場原理を重視した価格政策への見直しが進められているが、大幅に価格が下落した場合に農業経営に大きな影響を及ぼさないよう所得確保対策および経営安定対策等の施策を拡充すること。

また、経営を単位とした新たな農業経営所得安定対策の早期樹立をはかるとともに、その構築にあたっては、地域の実態に即したものとすること。

五、農山村地域活性化対策の拡充と生活文化環境等の整備

(1) 農山村地域活性化対策の総合的推進

若者の定住をはかるため農林業を基幹産業とした多様な産業の総合的振興等就業、所得機会の拡大をはかる施策の実施とともに都市と比べて立ち遅れている農山村の道路、集落排水施設、情報関連施設、福祉施設等生活文化環境の整備を促進すること。

(2) 中山間地域等の振興

中山間地域等の一層の振興をはかるため「新山村振興等農林漁業特別対策事業」を推進すること。

また、中山間地域等直接支払制度の円滑な推進のため交付金単価を確保するとともに地域指定、集落協定の承認、対象行為の確認等に係わる町村の事務を簡素化し、町村に過重な負担がかからないようにすること。

なお、集落の共同活動のためにブー  
ム積み立てした交付金については、  
非課税とすること。

(3) 農山村と都市との交流の推進  
農山村地域の活性化や都市と農山村  
の共生をはかるグリーンツーリズムの  
一層の推進をはかること。

(4) 地方財政措置の拡充

地域の自主性・創意工夫を活かしつ  
つ、地域の活性化をはかるため、「農  
山漁村関連施策」および「国土保全対  
策」を拡充すること。

六、地域食品産業振興対策の充実と食  
品流通の構造改革の推進

(1) 地域食品産業振興対策の充実

ア、多様な消費者ニーズに対応し、  
地場食品加工産業の育成とふるさと  
食品の高付加価値化、販路の拡大等  
をはかること。

イ、農村地域に立地している農林水  
産関係加工産業は規模が小さく経営  
が不安定であるので、その体質強化、  
経営の安定等をはかるための施策を  
充実すること。

(2) 食品流通の効率化と安全性の確保  
ア、輸送技術、貯蔵技術の改善等に  
よる、低コスト・省力化等食品流通  
の構造改善対策を積極的に推進する  
こと。

イ、消費者の適正な商品選択、安全  
性への関心の高まり等に資するた  
め、食品等の表示の一層の充実強化  
をはかること。

七、農業技術の開発と普及等

生産性の向上や経営体質の強化等  
をはかるため、地域の特性に応じた農業  
に関する研究および普及並びに消費者

ニーズに応じた新しい食品の加工およ  
び開発に関する研究を推進すること。  
特に、遺伝子組み替え技術を活用して  
生産した農畜産物については、環境へ  
の影響や安全性の確保に十分配慮する  
こと。

一九、森林・林業対策の推進

わが国の森林・林業を取り巻く環境  
は、木材価格の低迷、林業従事者の減  
少等依然として厳しい情勢にあり、山  
村では過疎化・高齢化が進行している。  
町村は地域森林の維持管理において、  
大きな役割を担っているが、国土保全、  
水源かん養、保健休養等の森林の多面  
的・公益的機能を維持するには、森林・  
林業基本法の趣旨を踏まえた森林・林  
業対策の確立により適切な森林経営の  
確保、山村の活性化をはかることが必  
要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。  
一、森林・林業基本法に基づく施策の  
推進

(1) 森林の有する多面的機能の持続的  
発揮と林業の健全な発展をはかるた  
め、森林・林業基本法に基づく、森林・  
林業基本計画」を早急に策定し、総合  
的な森林・林業対策を講じること。

(2) 国民生活において欠くことのでき  
ない森林の多面的・公益的機能をを持  
続的に発揮させるため、森林整備に対  
する新たな財源の確保等、国民的支援  
の仕組みを構築すること。

二、林産物の特性に配慮した貿易ル  
ールの確立

林産物に関するWTO交渉において

は、地球環境の維持、森林資源の持  
続的利用の観点にたつて、輸出国、輸入  
国双方の林業・木材産業の健全な発展  
に資する貿易制度の確立・違法伐採を  
抑制するルールづくりを努めるとも  
に、関税の引き下げ等により国内林業  
の採算性がこれ以上低下することのな  
いよう配慮すること。

また、急激な輸入量の増加により、  
国内林業が深刻な打撃を受ける事態が  
生じた場合は、一般セーフガード(緊  
急輸入制限措置)の発動を迅速に行う  
こと。

三、地域における適切な森林管理対策  
の拡充と森林基盤整備の推進

(1) 「市町村森林整備計画」を円滑に  
推進するため、要員の確保を含め町村  
への財政措置を拡充すること。

(2) 担い手対策、公有林化、上下流連  
携による森林整備、地域材の利用等を  
一層促進するため、「森林・山村対策」、  
「国土保全対策」を強化すること。

(3) 町村における森林・林業行政の充  
実をはかるため、地方交付税において  
測定単位を森林面積とする「森林・林  
業行政費」を新設すること。また、投  
資的経費の補正要素に「林道延長」を  
加味すること。

(4) 「緊急間伐五力年対策」を着実に  
実施し、森林の機能充実をはかると  
もに、間伐材の利用を促進すること。

(5) 野生鳥獣と人間の共生を基本とし  
た鳥獣被害防除対策を確立するととも  
に、松くい虫等の森林病害虫防除制度  
を強化すること。また、被害未発生地  
域に対する予防対策を講じること。

(6) 林業の活性化と地域の振興をはか

# 損害保険

代理店

## 株式会社 千 里 (ちさと)

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1 - 11 - 32 全国町村会館西館内

☎ 03 - 5512 - 4726(代)

営業所(全国26か所)

るため、森林の保全整備、環境整備対策を強化するとともに、森林施策については、抜き伐りを繰り返しつつ徐々に更新を行う長期育成循環施策を推進すること。また、木材関連産業の基盤整備を促進し、大規模林業園開発林道事業を推進すること。

(7) 林道等の新設・改良を行う場合の財政措置を拡充するとともに、用地費については一般道路に準じた扱いとすること。なお、一般林道を補完する作業路の開設事業については多額の経費を必要とするので、一般林道に準ずる助成措置を講じるとともに、災害復旧に係る補助制度を新設すること。

(8) 国民参加の森林や緑をまもる運動を推進するため、緑化推進事業、ボランティア活動を支援すること。

(9) 相続による森林保有の細分化、世代交代による境界の不明確化、採算性の低下等により放置森林の拡大が懸念されるため、森林管理を安定的・効率的に実施・経営を行える者への集約化および町村、第三セクター、森林組合等による公的な関与・管理を推進すること。

四、担い手の育成と経営改善  
 (1) 林業労働力の確保・育成、および森林組合作業班の体質強化をはかるため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」の適切な運用に努めるとともに、通年雇用制度の確立、他産業従事者並みの所得の確保、社会保障制度の整備、研修制度等の充実をはかること。

(2) 地域林業の中心的担い手である森林組合を強化するため、広域合併、組織・経営基盤強化の条件を整備するこ

と。

また、生産森林組合が分収林契約に基づく分収金を組合員に分配した場合、法人税の所得の計算上、従事割配当と同様損金算入を認めること。

(3) 担い手の確保と林業経営の円滑な承継をはかるため、山林に係る相続税負担等の軽減措置を講じること。

(4) 持続的な林業経営の確立に向けて、林業経営の集約化、担い手の確保・育成、特用林産の振興等をはかる地域林業構造改善事業を推進するとともに、町村が主体となつて行う関係者の合意形成、情報収集等の活動に対する支援を拡充すること。また、民有林、国有林の一体的整備をはかる観点から、国有林面積を含めるなどの採択要件の緩和を行うこと。

(5) 農林漁業金融公庫資金、林業改善資金、木材産業高度化推進資金の貸付の確保、貸付条件の改善を行うこと。

五、木材の安定供給と需要の拡大  
 (1) 木材の拠点的加工・流通施設等を整備し、流域一体となつた原木の安定的供給体制の推進、木材産業の体質強化をはかること。また、国産材素材価格の安定をはかるための対策を講じること。

(2) 公共建物、公共土木事業、住宅建設における国産材の利用促進をはかること。また、国産材を利用した場合の税制・金融上の優遇措置の拡充、木材利用に関する情報提供・PR活動等により木造住宅の需要拡大を推進すること。

(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律の施行に伴い、より良質で安定し

た木材製品の供給が求められているため、木材の乾燥の促進等に対する支援を一層強化すること。また、集成材等の高次加工技術の研究開発について、新たな視点から早急に取り組むこと。

六、中山間地域対策の推進  
 (1) 中山間地域においては林業と農業が一体となつて国土保全、自然環境の維持等の役割を果たしていることを踏まえ、森林管理のための地域による取組を支援するため、直接支払制度を導入すること。

(2) 山村と都市との交流活動・施設等の充実により、双方の住民にとつて、森林・山村が活力と魅力ある地域となる施策を推進すること。

七、国有林野所在町村に対する森林管理対策の充実  
 国有林野事業の改革に伴う組織・要員の合理化等により、森林の維持管理が低下することのないよう適切な森林整備を行うこと。また、国有林、民有林一体の管理体制を強化するため、流域管理システムに対する支援措置を拡充すること。

二〇、水産業対策の充実

わが国の水産業および漁村をめぐる環境は、周辺水域における水産資源の低迷や漁業生産の担い手の減少・高齢化、さらには輸入の増大による水産物価格の低迷等極めて厳しい状況にある。このような状況に的確に対処し、水産業の一層の振興と活力ある漁村の形成をはかるためには、水産業対策をさらに充実させる必要がある。

よつて、国は次の事項を実現された。  
 一、水産基本法に基づく施策の早期実施  
 新たに制定された水産基本法に基づき、水産基本計画を速やかに策定するとともに、具体的施策を早期かつ強力に実施すること。

二、適切な資源管理に配慮した貿易ルールの確立  
 水産物に関するWTO交渉においては、各国がそれぞれ自国の水産資源を適切に管理することを前提とする貿易ルールの確立を目指すとともに、わが国の水産業の安定と発展に支障が生じることのないよう、関税の引き下げ、非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

また、輸入の増大によつて国内の水産業経営に著しい影響が生じた場合は、速やかに一般セーフガード（緊急輸入制限措置）を発動すること。

三、漁業経営対策の強化と漁業従事者の確保・育成  
 (1) 漁業経営の安定と効率化等に資するため、漁業活動に関する諸規制については、資源管理や漁業調整との調和をはかりつつ、緩和措置を速やかに講じること。

また、資源の回復措置の一環として減船や休漁等が実施される場合は、関係漁業者の漁業経営に大きな影響を及ぼすことのないよう十分な対策を講じること。

(2) 漁業従事者の減少および高齢化の進行に対処するため、意欲と能力のある経営体の育成に努めるとともに、漁

業



業就業者の確保や労働条件の改善のための施策の充実・強化に努めること。

(3) 近年における金融および金融業をめぐる情勢の変化にかんがみ、信漁連および信用事業を行う漁協の経営基盤を充実・強化するための措置を講じること。

(4) 漁業災害補償制度は、近年における漁業および漁業者ニーズの変化に即して見直しを行い、対象魚種の拡大等制度の充実・強化をはかること。

四、資源管理対策の強化と操業秩序の確立

(1) わが国周辺水域の資源回復と持続的利用をはかるため、漁獲努力量の適正化等、計画的な資源回復措置を速やかに講じること。

また、あわび、うに等の沿岸定着性水産動物資源に対する密漁について、徹底した防止対策を講じること。

(2) 遊漁における資源利用の適正化および遊漁船業に対する指導の強化に努めること。

(3) 新しい日韓および日中の漁業協定に基づく操業条件が、わが国の水産資源および漁業者に悪影響を及ぼすことのないように努めるとともに、協定水域全域における操業秩序の確立をはかること。

五、つくり育てる漁業の推進と内水面漁業の振興

(1) 栽培漁業の継続的かつ積極的な事業展開を推進するとともに、栽培技術の開発、指導および研究体制を充実・強化すること。

また、環境に配慮し、需要的に確に対応した養殖の推進等、養殖業にかか

る施策の充実・強化に努めること。

(2) 内水面漁業・養殖業の一層の振興と内水面地域の活性化をはかるため、外来魚および疾病対策に配慮しつつ地域の実態に即した増殖事業を推進すること。

六、水産物の流通・加工・消費・価格対策の強化

(1) 水産物流通の効率化と水産加工業の経営体質の強化をはかるため、産地市場の統合等産地市場機能の強化をはかるとともに、資源回復措置に関連して行われる代替原料の確保等の取り組みに対して積極的に支援すること。

(2) 水産物の安全性と品質の維持を確保するため、HACCP(危害分析・重要管理点)方式の導入を推進する等して、衛生的・効率的な水産物供給システムを確立すること。

(3) 消費者の適切な消費行動に資するため、消費者に対し、原産地表示の適正化等食生活に関連する情報を提供するとともに、魚食の普及に努めること。

(4) 漁業生産の不安定性にかんがみ、水産物の需給と価格の安定化をはかるため、漁獲物の調整保管事業を抜本的に見直し、制度の改善をはかること。

七、漁業地域の活性化と水産基盤整備の推進

(1) 漁業地域の活性化をはかるため、地域の生活環境の整備・改善を推進するとともに、都市との交流をはかる諸事業を推進して収益機会の増大をはかるよう支援すること。

また、沿岸漁業漁村振興構造改善事業を引き続き推進すること。

(2) 水産基盤整備を効果的、効果的に

実施するため、漁港漁村整備、沿岸漁場整備およびその他の施設整備にかかるとともに、海岸関係事業の積極的推進により水産業および漁村の総合的振興をはかること。

また、これらの事業が円滑に実施できるよう積極的な予算措置を講じること。

八、漁場・沿岸環境保全対策の推進

(1) 漁場環境および生態系の保全をはかるため、引き続き漁民の森づくり活動を支援するとともに、磯焼け現象の解消など藻場・干潟の再生・造成、水質の改善等を行うこと。

(2) 漁業系廃棄物の処理・再利用システムおよび赤潮・貝毒による漁業被害防止等に関する技術開発等、水産関係の環境問題全般についての対策を早急に確立すること。

(3) 海浜および漁場の美化を総合的に推進する施策の充実をはかること。

特に、町村の海浜清掃等環境美化運動に対し積極的に支援するとともに、外国等からの漂着物の処理に対する助成措置を講じること。

(4) 平成十二年漁期において発生した有明海におけるのり養殖の大規模な不作については、その原因究明のための実態調査を早急に実施し、漁場環境復旧のための対策を講じるとともに、関係漁業者に対しては、十全の支援措置を講じること。

九、海外漁場の確保等

(1) わが国周辺水域からのみでは不足する漁業生産を補完するため、国際的な資源管理に貢献する調査を実施する

等して、海外における遠洋漁業の漁場の確保に努めること。

(2) 科学的根拠に基づいた鯨類資源の合理的利用をはかるため、捕鯨業の早期再開に向けて努力すること。

一〇、試験研究と技術開発の推進

水産各分野の持続的発展をはかる上で不可欠な試験研究・技術開発については、課題の重点化と一層の効率的な推進をはかること。

一一、漁村地域に対する財政措置の拡充

沿岸、離島、半島等に立地している漁村は、地理的、社会的、経済的条件に恵まれない条件不利地域であり、総じて財政基盤が脆弱な町村が多い。このような町村が漁業の振興、漁村の活性化を自主的、主体的に推進するためには、財政基盤を強化する必要がある。農山漁村対策に係る財政措置を拡充すること。

一二、地域商工業振興対策の推進

農山漁村地域における農林水産業と商工業の均衡ある発展および雇用の確保に資するため、地域産業の育成ならびに企業誘致の推進をはかる必要がある。よって、国は次の事項を実現されたい。

一、工業等の導入促進と地域産業の育成

(1) 多様な就業機会の確保を積極的に推進するため、産業再配置に対する各種施策の充実をはかるとともに、むらおこし事業等により地域のもつ資源や技術を活用した地域産業の育成をはかること。

(2) 農村地域工業等導入促進法に基づく第八次農村地域工業等導入基本方針の策定に当たっては、農村地域の実情を十分考慮し、実効性のあるものとする。

二、地元商工業対策の強化

(1) 地元中小小売店の振興をはかるとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地を活性化させるため、商業基盤設備や商業施設の整備等の対策を拡充すること。

また、地元商工業の振興をはかるため、IT（情報通信技術）の確かな活用を通じて経営革新に取り組み中小企業に対する支援を拡充するとともに、創業支援、新商品開発等の施策を強化すること。

(2) 中小企業の資金需要に円滑に対応できるように政府系中小企業金融機関については、貸付規模の確保と貸付条件の改善をはかること。

また、資金繰りが悪化している中小企業の資金調達の円滑化をはかるため、中小企業の信用補完制度を拡充強化すること。

二二、生活環境の整備促進

国民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策を強力に実施する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

一、水道施設の整備促進

(1) 上水道施設、簡易水道施設の整備にかかる財政措置を充実すること。

(2) 高料金水道に対する財政措置を充

実すること。

二、排水処理施設の整備促進

(1) 第八次下水道整備七箇年計画の着実な実施をはかること。また、著しく整備が立ち遅れている町村の下水道整備を重点的に推進するとともに、下水道整備にかかる財政措置を充実すること。

(普及率 全国ベース 六〇%、五万人未満の市町村 二四%)

(2) 農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

(3) 合併処理浄化槽設置整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置の充実をはかること。

(4) 各種排水処理事業において、処理施設への相互接続の弾力化、水質検査項目等の統一をはかる等、排水処理事業の効率的、一体的な整備を行うよう配慮すること。

三、第六次都市公園等整備七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、著しく整備が立ち遅れている町村の都市公園整備事業を重点的に推進すること。

四、第八期住宅建設五力年計画の着実な実施をはかるとともに、公営住宅の整備を重点的に推進すること。

五、火葬場・斎場等の施設整備にかかる財政措置を充実すること。

二三、道路の整備促進

国土の七割強を占める町村を広く国民のふるさととして活性化し、地域住民の生活を豊かな潤いのあるものとする

ため、社会経済活動を支える道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっている。

よって、国は次の事項を実現された

一、道路網の整備促進

(1) 道路整備五箇年計画の着実な実施をはかるとともに、整備が著しく立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進できるよう配慮すること。

また、道路特定財源については、現行制度を堅持すること。

(道路実延長のうち、八四・二%を占める市町村道の改良率は五〇・八%、舗装率は一六・六%)

(2) 国道・都道府県道および市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するとともに、特定地域の開発のための道路整備を推進すること。

(3) 高規格幹線道路網の整備およびこれに関連する幹線道路の整備を促進すること。

また、高速自動車国道の着実な整備を推進するため、全国料金プール制を堅持するとともに、三%路線の拡大など資金コストの低減等による公的助成の強化をはかること。

二、落石、崩土等の発生を未然に防止するための法面保護、落石防止事業等を積極的に推進するとともに、財政措置を充実すること。

三、第六次特定交通安全施設等整備事業七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、歩道等の整備が重点的に推進できるよう配慮すること。

四、里道の譲与について

(1) 里道の譲与に關し、町村が希望す

るものについては、原則として譲与の対象とすること。

(2) 譲与にあたっては事務負担の軽減をはかるとともに、その所要額について十分な財政措置を講ずること。

二四、河川等の整備促進

真に豊かな生活を実現するため、治水事業を積極的に推進することが緊急の課題である。

よって、国は次の事項を実現された

一、第九次治水事業七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、著しく整備が立ち遅れている準用河川改修等の治水事業を重点的に推進すること。

また、事業の実施に当たっては、生態系の維持に十分配慮すること。

二、第四次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の着実な実施をはかるとともに、必要な事業量の確保をはかること。

三、第六次海岸事業七箇年計画の着実な実施をはかること。

四、水路の譲与について

(1) 水路等普通河川の譲与に關し、町村が希望するものについては、原則として譲与の対象とすること。

(2) 譲与にあたっては事務負担の軽減をはかるとともに、その所要額について十分な財政措置を講ずること。

二五、土地対策の確立

土地政策については、有効利用に向けた流れを中長期的に定着することとされているが、豊かで安心できる地域づくりを目指す観点から、土地基本法の基本理念を踏まえつつ総合的な土地

政策を機動的に実施する必要がある。  
 また、地方公共団体の公共用地の取得が困難な状況には、特に配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現された

一、土地に関する施策を総合的かつ機動的に実施するため、関係省庁間および国・地方を通ずる施策の総合調整をはかること。

また、町村における総合的な土地利用計画の整備がはかれるよう、権限を拡充すること。

二、特定土地区画整理事業および特定住宅地造成事業にかかる公有地提供者（代替地提供者を含む）に対する譲渡所得税の特別控除額を引き上げること。

三、公共事業について、土地収用制度上の事業認定をうけることなく租税特別措置法の特別控除が認められる対象事業の範囲を拡大すること。

四、公共用地の取得の円滑化をはかるため、老齢福祉年金受給者が、公共用地として土地を譲渡した場合の所得（限度額一、〇〇〇万円）は、老齢福祉年金支給停止にかかる所得とみなさないこととされているが、この所得制限額を引き上げること。

五、土地開発公社が地方公共団体に代わって、公共用地としての利用を目的として農地を取得する場合には、農地法第四条の転用の制限および同五条の権利移動の制限について、地方公共団体の場合と同様の取扱いと、円滑に取得できるように制度を改正すること。

六、第五次国土調査事業十箇年計画の計画的かつ着実な推進をはかるため、所要事業量の確保と財政措置を充実するとともに、再調査についても財政措置を講じること。

二六、災害対策の推進

最近の有珠山の火山活動、三宅島の火山活動及び新島・神津島近海等の地震活動、東海地方豪雨、鳥取県西部地震、芸予地震などの頻発する災害に対し、被災町村は、一日も早い災害復旧と、住民生活の安全確保のため、復旧作業に努めているところであるが、ついては、国においても災害対策の一層の充実をはかる観点からも、次の事項を実現されたい。

一、大震災等災害対策の確立

(1) 阪神・淡路大震災等の貴重な経験や教訓を踏まえ、災害に対し、迅速かつ的確に対応できるように、国、都道府県、市町村等にわたる総合調整体制の強化を行い、財政措置の充実を含め、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を確立するとともに、地震災害に関する資料の収集、保存、展示、防災に関する総合的、実践的な能力を有する人材の育成等の事業の推進をはかること。

(2) 電気、水道、ガス等のライフラインの安全性の強化をはかること。

(3) 基幹となる交通、通信施設の災害に対する安全性を充分なものとすること。

また、公共施設等の耐震性、不燃化対策を強化すること。

(4) 公園・緑地および緊急輸送道路、

特に農道、林道等を整備すること。

(5) 貯水槽の整備および井戸の活用による緊急時の生活用水の確保、食料の備蓄および炊き出しのための資材整備について万全の備えを行うこと。

(6) 災害等に対応する自主防災組織の育成・強化とその活動が円滑に推進できるように、財政措置の充実および補償制度の確立をはかること。

また、災害ボランティアの育成と活動環境を整備すること。

(7) 近年の災害をめぐる状況の変化や、省庁再編に伴う防災体制の再編成を踏まえて、防災基本計画の必要な見直しを行うこと。

また、防災対策の総合的な充実強化をはかるため、町村が地域防災計画の見直しを行うにあたっては、必要な財政措置を講じること。

(8) 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業計画により実施される地震防災緊急事業の円滑な実施のため、所要の財政措置の充実、強化をはかること。

また、いわゆる地震財法に基づく地震対策緊急整備事業の推進をはかること。

二、地震、津波、噴火、豪雨等、各種災害に対するハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を確立、推進すること。

三、地震予知については、実際に地震が起こった際の被害を軽減するためにも重要であるので、さらに精度を高めるための調査研究を推進すること。

四、非常時における情報通信システムの整備、確立、強化を推進すること。

五、第四次急傾斜地崩壊対策事業を計画的に推進するとともに、現行採択基準を緩和し、町村の急傾斜地崩壊危険箇所をすみやかに解消すること。

また、雪崩災害対策事業の早期実施をはかるとともに、砂防、地すべり等土砂災害対策を推進すること。

六、治山治水事業および海岸事業を積極的に推進するとともに、特に火山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業および防災対策総合治山事業等を充実、推進すること。

七、災害救助その他応急対策等の充実  
 (1) 災害救助法の救助基準の改善と迅速な適用および災害救助用のヘリコプター・ヘリポートの整備等、応急対策の充実をはかること。

(2) 地震、風水害等により甚大な被害を蒙った地域の早期復旧を図るため、激甚災害の早期指定に努めるとともに、激甚災害対策特別緊急事業を積極的に推進すること。

また、被災者生活再建支援法、および天災融資法の適用基準を緩和すること。

(3) 船舶等による重油流出事故に対する防災体制の整備をはかること。

(4) 海難・水難および山岳遭難等の救助活動にともなう町村の費用負担に対する財政措置を充実すること。

(5) 災害甲斐金の支給および災害援護資金の貸付けの限度額等の引上げをはかること。

八、改良復旧方式を積極的に採用するとともに、復旧事業の対象の拡大をはかるなど、再度災害、連年災害に対す

る総合的対策を確立すること。  
特に、災害関連緊急事業については、その弾力的運用により再度災害防止対策の拡充をはかること。  
九、町村が自主的に実施できる防災まちづくり事業にかかる地方債および地方交付税措置の充実をはかること。  
また、自然災害防止事業債を拡充すること。

二七、町村消防の充実強化

社会経済情勢の変化等により複雑多様化、大規模化する火災、地震、風水害等災害に対応し、地域住民の安全を確保するため、消防力の充実、大規模災害対策の推進等をはかるとともに、救急に対する国民のニーズの高まりに対応する救急業務の一層の充実をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

- 一、消防施設の整備
- (1) 消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車等消防施設の整備にかかる財政措置を充実すること。
- (2) 過疎、へき地、山村、豪雪、離島および半島等の地域について消防施設を充実すること。
- 二、大規模災害対策等の推進
- (1) 広域のかつ機動的な消防防災活動の実施体制を整備するためヘリコプターの計画的配置を推進すること。
- (2) 防災行政無線網の整備を推進すること。
- (3) 林野火災に対する総合的対策の推進をはかること。
- (4) 自然水利用遠距離送水システム

等、消防水利多様化推進事業にかかる財政措置を充実すること。

三、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備にかかる財政措置を充実するとともに、救急隊員に対する教育訓練を充実すること。  
四、消防団の活性化をはかるため、施設整備および教育訓練等の充実をはかること。

二八、住民訴訟制度の改善

地方分権一括法が施行され、地方公共団体が一定の住民監視の下で自己責任の原則を踏まえた行政運営にあたることは、財務会計管理の妥当性及び健全性を確保する上で一層重要になっていく。

しかしながら、近年の住民訴訟の実態をみると、政策判断の可否を対象としたものや長や職員個人に対する巨額の損害賠償事件として争われるものが相当数にのぼるなど、地方公共団体においては積極的な施策の展開や円滑な行政執行に支障を来している場合も少なくない状況にあり、現行の住民訴訟制度に関しては、早急に見直しを行う必要がある。

よって、国は住民訴訟制度の見直しに際しては、住民監視機能の有用性を維持しつつ、地方公共団体が地域住民と相互に補完しながら信頼と協力関係を醸成し、分権時代に相応しい個性的で活力あふれる施策の展開と円滑な行政運営の推進に資するよう、制度の改善に向け関係法令等の早急な整備を図りたい。

二九、戸籍制度等の抜本的な見直し

戸籍事務については、近年住民の流動が激しく、町村に本籍と現住所双方を有する者、又は、いずれか一方が町村外にある者等に分かれており、事務が煩雑になっている。

よって、国は次の事項を実現された

- 一、本籍と現住所を一本化した戸籍制度にするなど、現行の戸籍制度の抜本の見直しを行うこと。
- 二、戸籍事務についての電算化にあたっては、導入費用および運営経費に對し、十分な財政措置を講じること。
- 三、住民基本台帳ネットワークシステムの整備にあたっては、個人情報保護に十分配慮の上、市町村の事務負担の軽減、情報化の推進に資するものとなるよう留意するとともに、導入費用および運営経費に對する必要な財政措置を講じること。

三〇、非常勤職員等の雇用の新たな対応

高齢社会の到来等により多様化している行政サービスを提供するため、ホームヘルパー等の非常勤職員および臨時職員の活用が不可欠になっていく。

よって、国は時代に適合した新たな非常勤職員・臨時職員等の雇用および処遇のあり方について制度を確立すること。

三一、国会議員の選挙等の執行経費の基準の改善

区・市・町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し、引続き所要の改善をはかること。

三二、地域交通対策の推進

交通事業に関する規制緩和に伴い、地域における交通機関の確保が重要な課題となってきた中、町村は、乗合バス路線、離島航路、離島空路等の住民の日常生活の足として、真に必要不可欠な生活交通の確保、および住民生活、地域振興に必要な地域鉄道の整備をはかるための取組を行っていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現することとで、生活交通の確保の方策の確立をはかられたい。

- 一、需給調整規制廃止後の乗合バス路線維持対策
- (1) 生活交通の確保方策として、国が広域的、幹線的なバス路線について、地方公共団体に対して補助を実施する場合、赤字路線を多く抱える町村部の実情にかんがみ、補助対象範囲の拡充をはかること。
- また、町村が行う生活交通確保のための措置の財源についても十分な措置を講じること。
- (2) 地域協議会における協議結果については、地域の足をどう確保していくかということについて、都道府県をはじめ、国・関係地方公共団体・事業者等の協議、合意に基づいて講じられて

いることから、その取扱いについて、生活交通の確保方策の確立のために最大限尊重されるようにすること。

二、離島航路は、島外等と結ぶ基幹の交通機関であり、極めて重要であるので、財政措置を強化すること。

また、離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となっているので、「離島空路整備法」(仮称)の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。

三、第三セクター鉄道等の健全な運営を確保するため、鉄道軌道整備費等補助にかかる助成措置を拡充すること。

四、駅とその周辺、公共交通機関のバリアフリー関係事業については、町村の意向を十分反映するとともに、事業の推進にあたっては、財源対策等、必要な支援措置を講ずること。

### 三三、エネルギー対策の推進

最近のエネルギー需要の増大、わが国の脆弱なエネルギー供給構造、さらには地球温暖化をはじめとする地球環境問題を踏まえ、中長期的観点から新エネルギー・省エネルギーの推進、石油代替エネルギーの開発・導入に係る対策など総合的なエネルギー対策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。  
一、新エネルギーの開発・導入の推進  
エネルギーセキュリティの確保、二酸化炭素抑制対策等環境問題への積極的な対応をはかるため、燃料電池、太陽光発電等の新エネルギー技術の実用化に向けた開発を推進するとともに、

地域における風力発電、廃棄物発電および波力発電等新エネルギーの導入に向けた先進的な取組等を行う地方公共団体に対する財政支援を拡充すること。

### 二、原子力利用の安全対策の強化

原子力関連施設所在町村の住民の安全を確保するため、原子力関連施設に対する指導監督責任を明確にし、安全規制の抜本的強化、保安管理態勢の確立、事故発生時の迅速な情報提供、防災資機材の整備等について一層推進すること。

なお、原子力発電については、地元住民の理解を得て、推進すること。

### 三、省エネルギー対策の強化

長期エネルギー需給見通しの実現と環境と調和したエネルギー需給構造の構築に向けて、省エネルギー技術開発を促進するため、産・官・学を一体化した協力体制を強化し、エネルギー有効利用、未利用エネルギーの開発、省エネルギー設備投資に対する金融、税制面の支援措置を強化するとともに、先進的省エネ設備を導入する地方公共団体に対する財政支援を強化すること。

### 四、石油の安定供給対策の推進

石油の安定供給の確保を基本として、エネルギーセキュリティ確保のため、石油備蓄対策および石油開発対策の拡充・整備等を推進すること。

### 五、水力発電施設周辺地域交付金の充実

クリーンで安全なエネルギーである水力発電の開発促進をはかる観点から、発電施設の立地による影響緩和と

## 市町村振興(サマージャンボ) 宝くじが1枚300円で発売されます。

● 発売期間 平成13年7月16日(月)  
～8月3日(金)

● 抽せん日 平成13年8月14日(火)

● 当せん金支払い開始日  
平成13年8月20日(月)

1等・前後賞合わせて3億円の豪華版!  
2等だって1億円!!

1等 2億円×44本/前後賞各5,000万円  
2等 1億円×132本

1億円以上の高額当せん者が去年の倍!  
昨年 88人 → 今年 176人

サマージャンボ宝くじの収益金は、各都道府県市町村振興協会を通じて全国の市区町村の災害対策や明るく住みよい街づくりなどに使われます。



(この写真は平成13年度のポスターの図柄です)

財団法人 **全国市町村振興協会**

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-3-3  
電話 (03)3237-9741

関連公共施設の整備等に大きな効果を発揮している水力発電施設周辺地域交付金を拡充すること。

三四、過疎・へき地対策の推進

過疎地域は、今なお引き続き若年層の流出、少子・高齢化に伴う地域活力の低下、生産機能および生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあるなど多くの課題に直面しているところである。

よって、国は、過疎地域の住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正をはかるため、過疎地域自立促進特別措置法等に基づき総合的かつ計画的な対策を実施するなどにより、過疎地域の自立促進を推進すること。

また、へき地に対する各種施策を拡充すること。

三五、山村等地域振興対策の整備

国土保全、環境保全等で重要かつ多様な役割をはたしている山村地域は、若者を中心とした人口の流出による過疎化、高齢化、活力の低下など深刻な事態に直面している。また、依然として道路交通網、文化、教育、医療、生活環境等の整備が立ち遅れ、所得水準も低い状況にある。今後、国土の均衡ある発展をはかり、多自然居住地域を築いていくため、山村地域の振興とその活性化を総合的に推進する必要がある。よって、国は次の事項を実現された

い。  
一、産業振興、就業機会の創出と担い手の確保

(1) 広域的な幹線道路交通網の整備等により就業機会を確保すること。また、地域資源を活用した地場産業の育成、木質バイオマス等の未利用資源の活用、企業等の誘致、複数地住居、都市と山村の交流の推進等、山村における産業の総合的振興をはかること。

(2) 若者に魅力ある職場を確保するため、第三セクターへの支援措置の拡充、農協と森林組合の業務提携等を推進するための体制を整備すること。

(3) 山村における農林業の後継者対策を強力に推進するとともに、奥山間、中山間地域において一定の地域指定を行い、山林保全、環境保全、水源確保等の働く場を確保し、中高年齢者の雇用を促進すること。

二、生活環境基盤の整備

町村道、農林道、作業道等の生活・産業道路網の体系的な整備、交通機能の維持確保に努めるとともに、上下水道、汚水・廃棄物処理施設、地域医療、福祉施設等の生活環境を整備し、教育施設の整備充実をはかること。

特に、情報通信技術（ＩＴ）の進展に対応し、山村地域における光ファイバー網の整備等の情報通信基盤の整備を促進すること。

三、山村地域の実態に即した財源確保対策

山村地域に対する公共投資の重点配分および「森林・山村対策」、「国土保全対策」の充実等地方財政措置を強化すること。

三六、豪雪地帯の振興

わが国の豪雪地帯は、冬期の降雪に

よる道路交通の遮断等により生活環境が著しく阻害されるほか、産業の立地も遅れているので、これらの障害をとり除き地域の振興をはかる必要がある。よって、国は次の事項を実現された

い。

一、豪雪地帯対策特別措置法による特別豪雪地帯の基幹的市町村道の道県代行整備（第一四条）の継続及び山間地域における教職員住宅の確保（第一五条）について引き続き公的な整備が必要であるため、同法の十年間の延長をはかること。

二、豪雪地帯対策基本計画に基づき、引き続き施策の計画的・効率的な推進をはかること。

また、道府県計画の策定を促進すること。

三、寒冷補正の充実など、豪雪地帯町村に対する財政措置を充実すること。

四、積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画を着実に実施し、豪雪地帯の道路整備を強力に推進すること。

五、雪寒道路の指定の拡大をはかり、除雪、防雪および凍雪害防止対策を推進するとともに、財政措置を強化すること。

また、国・県・市町村道を通ずる総合的な除雪制度を確立すること。

六、医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備等のための財政措置を強化すること。

七、雪寒地帯における地方バスは各種整備が必要となるため、特別な財政措

置を講ずること。

八、除雪機械等の格納庫の整備費については、町村における整備を促進するため財政措置を充実すること。

九、豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪にかかる財政措置を改善すること。

一〇、豪雪地帯において、克雪、利雪、親雪等により、魅力と活力ある地域社会を形成するための事業を促進するとともに、豪雪地帯定住構想を推進すること。

一一、豪雪地帯における公立学校施設の整備を促進するため、財政措置を充実すること。

一二、雪に強い公営住宅等の整備を計画的に推進するための財政措置を充実すること。

一三、一般生活道路などの消費に供する消流雪用水源の確保（河川表流水の利用など）をはかるための諸施策を推進すること。

一四、雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設の整備を推進すること。

一五、豪雪期における消防機能の低下を防ぐため、実態に即した消防防災施設等を整備するための財政措置を充実すること。

三七、半島地域の振興

半島地域は、豊かな自然に恵まれているが、三方を海に囲まれて幹線交通体系から遠く離れ、一般的に平地も少なく、また、水資源も乏しいことなど国土資源の利用面における制約から、産業振興および生活環境の整備等が立ち遅れている実情にあるので、「二一

世紀の国土のグランドデザイン」との整合性をはかりつつ、各種施策を推進し半島地域の振興を進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

- 一、全国二三半島地域の「半島振興計画」が、それぞれ着実かつ効果的に推進できるよう、半島地域町村の社会資本整備等に対する財政支援措置を充実、強化すること。
- 二、道路整備五箇年計画の着実な実施をはかるとともに、半島振興に不可欠な半島循環道路、高規格幹線道路等の整備を推進すること。

また、幹線交通体系からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、空港、港湾等、交通基盤の整備を推進すること。

- 三、医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備等のための財政措置を強化すること。
- 四、半島地域の地場産業である農林水産業の振興をはかるとともに、関係事業費を拡充すること。
- 五、半島地域の自然条件等を活かした産業の振興をはかる観点から、観光・レクリエーション施設等の整備を促進することとし、事業費を拡充すること。
- 六、半島地域における生活用水および産業振興等に必要な水資源の確保をはかるための施策を講じること。
- 七、遅れが顕著な半島地域の下水道および廃棄物処理施設等、生活関連施設の整備を推進すること。
- 八、高齢社会に対応した福祉、保健、

医療対策を総合的に推進するため、諸施設の整備等を促進すること。

九、特色ある半島地域の伝統文化と伝統産業の継承・発展をはかるとともに、人材の育成・確保の取組を支援すること。

- 一〇、半島地域における高潮、津波等による被害を防止し、あわせて快適な海岸利用をはかるための海岸保全施設・環境整備等にかかる所要予算を確保すること。
- 一一、半島地域の一体的振興をはかるとともに、連携・交流を基調とする諸施策を推進すること。
- 一二、半島振興対策実施地域の追加にかかる指定基準を弾力的に運用すること。

一三、半島振興法にかかる税財政、金融上の特例措置を充実すること。

### 三八、離島地域の振興

離島は、環海性、隔絶性、狭小性など厳しい制約により、生産、生活基盤が立ち遅れているので、速やかに解消し、離島町村の活性化と住民の生活安定をはかつていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

- 一、平成十四年度末に期限切れとなる離島振興法については、離島が国土の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を果たしていることに鑑み、その延長をはかること。
- 二、離島振興事業費ならびに過疎債、辺地債の所要額を確保するとともに、地方交付税への算入の強化等、離島町村に対する財政措置を充実すること。

また、離島相互間の格差是正をはか

るため、小型離島の振興対策を総合的に推進すること。

三、離島道路の整備を促進するための助成措置の充実強化をはかるとともに離島間等の架橋事業を促進すること。

### 四、離島航路の充実確保

- (1) 離島航路を充実、維持するとともに財政措置を強化すること。
- (2) 離島航路の大型化、高速化、便数増加のための離島航路船近代化建造にかかる財政措置を改善すること。

また、運輸施設整備事業団の融資条件を緩和すること。

- 五、離島港湾の果たす重要な役割にかんがみ、港湾機能の拡充強化のための施設および外海離島における補完港の整備等を推進すること。
- 六、離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となっているので、「離島空路整備法」(仮称)の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。
- 七、離島の農林漁業振興対策を強力に推進すること。
- 八、離島における漁港施設の整備を推進するとともに、漁港漁村の環境整備等を促進すること。
- 九、離島における水不足の解消対策を推進するとともに、ゴミ処理施設等生活環境施設に対する財政措置を充実すること。
- 一〇、医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進等に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備のための財政措置を強化すること。
- 一一、医師の確保経費および病院・診

療所・老人福祉施設等の整備ならびに運営についての財政措置を拡充すること。

また、離島における救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

- 一二、離島における地域コミュニティの活性化および若者の定住を促進するため、体育施設、レクリエーション施設、教育・文化等関係施設の整備を推進するため、財政措置を充実すること。

### 三九、観光地所在町村の振興

観光地所在町村は、環境衛生施設、消防力の整備など、観光行政にかかわる特別な施策と財政負担を余儀なくされている。

よって、国は次の事項を実現された

- 一、税財源の充実・強化
- (1) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有しているとともに、その一〇分の七が関係市町村に交付されており、特に財源に乏しく山林原野の多い町村の貴重な財源として、地域振興をはかる上で重要な役割を果たしているため、本税の充実、確保をはかること。
- (2) 入湯税の税率を引き上げること。
- (3) 観光客によって消防、清掃等に多額の経費が必要になっていることを考慮して、関係町村の実情に即した財政措置を講じること。
- 二、観光基盤施設の整備
- (1) 観光地所在町村における下水道施設および廃棄物処理施設の整備を推進するため、財政措置を充実すること。
- (2) 観光客等の円滑な交通を確保する

ため、道路をはじめとした高速交通網等、観光地へのアクセスの整備を推進すること。

(3) 観光・レクリエーション活動が豊かで恵まれた自然の中で手軽にできるよう、観光基盤施設を着実に整備することとし、財政措置を充実すること。

(4) 自然公園等の施設整備について長期的計画を樹立し、その整備を推進すること。

(5) 空きカン、空きビンの散乱防止を含むごみの減量化と再生利用をはかるリサイクルシステムの運用にあたっては、観光地所在町村が積極的に取り組めるよう配慮するとともに、新たな財政負担について必要な措置を講じること。

(6) 観光情報基盤の高度化、利活用の容易化をはかるため、観光情報のデジタルデータベース化等により、観光情報基盤の整備を推進すること。

三、宿泊施設の大規模化や高層化等にかんがみ、はしご車、化学車を増強するなど、消防力の強化をはかること。

また、阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、耐震性の強化、防災基盤の整備等、安全対策を強力に推進すること。

四、新ウエルカムプラン21に基づく訪日観光倍増に向けた取組みを行うにあたっては、特に地方における外国人の来訪促進施策を充実強化することにより、観光所在町村の国際化と活性化をはかること。

五、高齢者・障害者等が快適かつ安心して国内の観光地を周遊できる環境を整備する観光地バリアフリー化整備事業を行うこと。また海外に対して日本

の観光魅力を情報発信するための観光宣伝事業を推進すること。

#### 四〇、水源地域対策の強化

ダム等が所在する水源地域の町村は、過疎化・高齢化等厳しい条件の下で、治水・利水、国民生活の安定、産業の発展等水の確保および自然環境の保全等、公益的な役割を担っており、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

##### 一、水源地域対策の強化

(1) 水源地域対策特別措置法による指定ダムの全てに第九条の特例を適用するとともに、ダム建設による水没者の生活再建について、起業者の責任を明確化するなど、同法の改善をはかること。

また、同法成立前の既設ダム所在地域に対し、同法の準用措置を設けること。

(2) 水資源開発公団が所有するダムの用に供する家屋及び償却資産に課する固定資産税にかかる現行課税標準額の特例措置を廃止すること。

(3) 国有資産等所在市町村交付金の対象ダムの範囲を拡大するとともに、現行の算定標準額の特例措置を廃止すること。

(4) 水源地域町村に対する財政措置を充実すること。

(5) 水源地域対策基金の運営に対する国の税財政上の援助措置を強化するとともに、基金設立の全国的な展開を促進すること。

(6) 安定的な維持用水の放流計画を確立するとともに、環境保全および防災に関する施策等の拡充をはかること。

(7) 水源地域の活性化をはかるとともに、地域間交流支援事業等による上下流連携を推進すること。

##### 二、水資源開発の推進

(1) ウォータープラン21を踏まえるとともに、水行政における国・地方を通ずる体制の整備をはかること。

(2) ダム所在町村に新たな利水需要が生じた場合、ダム使用权又は水利権を優先的に取得できるよう、所要の制度を確立すること。

(3) 水質管理体制の充実強化および下水道整備の促進をはかること。

(4) 地下水の人工涵養および地盤沈下防止のための事業を、国の直轄事業として制度化すること。

(5) 水源複層林の整備および水源林特別対策の拡充をはかるとともに、放置山林の対策を強化すること。

#### 四一、産炭地域対策の推進

現行の石炭政策は、「石炭鉱業の構造調整の完了に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「石炭関連整備法」とする)の成立に伴い、平成十三年度末をもって終了となるが、産炭地域の中には、今なお、過去の閉山・合理化の影響を受け、人口の流出、財政の悪化等多くの問題を抱え、社会的・経済的に極めて厳しい状況にある。

よって、国は次の事項を実現された

一、激変緩和措置の確実な実施

平成十四年度以降における「石炭開

連整備法」に基づく以下の激変緩和措置の実施に当たっては、産炭地域の今後の自立・発展に資するよう地元の実情を十分配慮すること。

(1) 鉱害復旧およびばた山災害対策

(2) 炭鉱離職者の雇用対策

(3) 市町村が行う特定公共事業に対する国庫助成

二、地方交付税の特例措置の継続

地方交付税の算定に際し、平成十四年度以降においても、現行の普通交付税における産炭地補正と同様な地方財政上の特例措置を継続すること。

#### 四二、非鉄金属鉱山地域対策の推進

非鉄金属鉱山地域は、所在鉱山のあいつく休閉山により、地域活力が低下し、財政基盤も脆弱化するなど厳しい状況にあるので、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

##### 一、鉱山所在町村振興対策の強化

(1) 鉱山所在町村の振興対策を推進するとともに、税財政措置を強化すること。

(2) 鉱山跡地の利用等鉱山資源の活用に対する財政措置を拡充すること。

(3) 鉱山施設および鉱山の技術・インフラ等を活用したりサイクル関連施策を推進することとし、その場合、鉱山所在町村の再活性化に最大限の配慮をすること。

二、休廃止鉱山所在町村における地場産業の振興、離職者雇用対策等の拡充



強化をはかること。  
三、鉱害防止対策の支援の強化と地域環境整備の促進をはかること。

四三、地域改善対策の推進

同和問題は基本的人権に関わる重大な問題であり、今日に至るまで、国、地方公共団体等による地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境の整備を中心とする各分野で一定の成果をおさめてきたところである。

しかしながら、職業の安定、産業の振興、教育の充実や啓発、特に、近年多発しているインターネットによる差別事象の防止等について未だ多くの課題を有しており、さらに住環境整備等の物的事業も残されている。

また、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は、平成十四年三月に効力を失うこととなるが、課題の解決に向けた取り組みを積極的に行うことが必要である。

よって、国は次の事項を実現される。

一、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策」(政府大綱)において、法的措置、行財政措置を講じることとされた事業をはじめ、人権教育・啓発にかかる事業を推進するため、引き続き必要かつ十分な予算措置を講じ、地方公共団体の財政負担の軽減をはかること。

二、人権侵害の防止および被害の救済に関する法的措置を講じるとともに、国における総合的な調整機能を持つ機関を設置すること。

三、住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、財政措置等内容を充実するとともに、法制化すること。また、実質的に返済が不可能な、「本人死亡」・「行方不明」に係る滞納債権については、全額国で措置すること。

四、公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講じること。

五、地域改善対策事業等によって建設、整備した各種施設の経過措置期間後の運営方法、ならびに町村から地域に払い下げる場合の方策等について、早急に明確にすること。

四四、北方領土の早期返還

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、わが国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。

よって、国はさらに強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現をはかること。

四五、竹島の領土権の確立

わが国固有の領土である竹島の領土権を確立し、周辺海域における漁場の安全操業ならびに鉱業権の安全行使が速やかに実現できるよう、国はさらに強力な外交交渉を行うこと。



全国町村等職員みなさまの  
家族総合保障  
任意共済保険



三井生命

情 報

新任都道府県町村会長の略歴

若手県町村会は五月十八日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。若手県町村会長

東磐井郡藤沢町長

佐藤 守  
昭和八年二月五日生



【住所】若手県東磐井郡藤沢町徳田字前城一九二

【町村長に当選するまでの経歴】

昭和三十三年東磐井郡内中学校教諭

四十七年藤沢町助役 五十四年藤

沢町長

【町村長としての当選回数】六回

【町村会関係の経歴】昭和五十八

年若手県町村会総務委員長

【主な業績】自治会を中心とした

住民主体のまちづくりの推進 国保

藤沢町民病院を核とした保健・福祉・

医療体制の整備 産業としての農業

基盤の整備・藤沢型農業の推進 三

つのダムによる豊饒な水の里の創出

十社の誘致企業による産業基盤の

整備 幼保一体・幼小連携による教

育の充実 長期滞在型宿泊施設フア

ミリーオいわて藤沢を中心とした農

村リゾート藤沢の整備 オーストラ

リア・ベトナム等との国際交流事業

の促進 文化創造活動の拠点藤沢町文化交流センターの建設

【趣味】読書、狩猟

【家族】妻、長男夫婦、孫二人

岐阜県町村会は六月一日の評議員

会で次のとおり会長を選出した。

岐阜県町村会長

不破郡垂井町長

田中 幸雄  
昭和七年五月三十一日生



【住所】岐阜県不破郡垂井町一四三

一番地の一

【町村長に当選するまでの経歴】

昭和二十三年垂井町職員採用 五十

七年垂井町総務課長 五十八年垂井

町教育長 六十一年垂井町助役 平

成三年垂井町長

【町村長としての当選回数】三回

【町村会関係の経歴】平成六年不

破郡町村会長

【主な業績】タルイピアセンター

(図書館・歴史民俗資料館・歴史文

献センター)の建設 クリーンセン

ター(二十トン焼却炉二基)の建設

農業集落排水事業(梅谷・敷原地

区、伊吹地区)の完成 JR垂井駅

自由通路橋と橋上駅の完成 公共下

水道事業(浄化センターの建設)

斎場の建設

【趣味】スポーツ観戦、弓道

【家族】妻

鳥取町村会は六月四日の定期総会

で次のとおり会長を選出した。

鳥取県町村会長

岩美郡国府町長

木村 肇  
昭和八年二月一日生



【住所】岩美郡国府町大字岡益一五

六番地

【町村長に当選するまでの経歴】

鳥取大学講師 鳥取県職員 昭和六

十二年国府町長

【町村長としての当選回数】四回

【町村会関係の経歴】平成二年鳥

取県町村会監事 平成七年東部町村

会副会長 平成八年鳥取県町村会理

事 平成九年東部町村会会長 平成

一〇年鳥取県町村会副会長

【主な業績】豊かな文化と自然を

活かした快適で潤いのあるまちづく

り 国土交通省直轄多目的ダム(殿

ダム)建設の推進 因幡万葉歴史館

建設 総合福祉施設の整備(保健セ

ンター、デイサービスセンター、交

流広場、屋根付多目的広場) 地域

導入基盤整備、パソコン購入補助、

インターネット接続補助) 小学校

統合整備 企業誘致 上下水道事業

の推進(簡易水道施設整備、公共下

水道事業、農業集落排水事業、合併

処理浄化槽設置促進) 農業農村整

備の推進(中山間地域総合整備)

【趣味】読書

【家族】妻、長男

自治体・協力隊連携アンケイト

地方自治体と青年海外協力隊及び協力隊OBとの連携を求めて

青年海外協力隊事業の支援団体である、社団法人青年海外協

力協会では、地方自治体と協力隊事業、そして二万人を超えた

協力隊OBとの連携を促進し、地域の活性化や国際化に向け

た、支援のあり方を探る事を目的に、全国の市区町村を対象に

アンケート調査を行います。調査では、市区町村へのアン

ケート調査の他に、地域在住協力隊OBができる限り多くの首

長を訪問し、協力隊事業や協力隊OBとの連携をおした地域の

活性化などに関する率直なご意見、ご要望を伺うことを予定

しています。七月下旬にアンケート用紙が各町村の皆様のお手元に届きます。その際には、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】社団法人青年海外協力協会 自治体・協力隊連携アンケイト係

東京都渋谷区広尾四丁目一番二四号 電話：03 3406 9151

FAX：03 3406 9160 Email：tenkei@joca.or.jp

情 報

愛媛県町村会は六月五日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。愛媛県町村会長 伊予郡双海町長

丸山 勇三 (まる やま ゆうぞう) 昭和十一年一月一日生



【住所】愛媛県伊予郡双海町大字上灘甲五七八九番地一

【町村長に当選するまでの経歴】昭和四十五年双海町森林組合理事 五十二年伊予農業協同組合専務理事 五十三年愛媛県中予地区農協専務常務会会長 五十六年双海町PTA連合会会長 五十八年双海町長

【町村長としての当選回数】五回

【町村会関係の経歴】昭和六十年伊予郡町村会長・愛媛県町村会評議員 平成七年伊予郡町村会長・愛媛県町村会評議員 十一年愛媛県町村会副会長

【主な業績】由並小学校校舎・体育館・プール、下灘小学校校舎・体育館・プール、翠小学校校舎・上灘中学校校舎・特別教棟の建設 特別養護老人ホーム・保健センター・下灘保育園、上灘水道の建設 ふたみシーサイド公園・ふたみ潮風ふれあい公園、下灘運動公園の建設 公営住宅九棟・コミュニケーションセンター・

町庁舎の建設、一万坪の埋め立て造成、防災行政無線施設の整備 豊田漁港修築・漁具倉庫・荷さばき場、上灘漁港の修築・漁具倉庫・林業センターの建設

【趣味】スポーツ、釣り

【家族】妻

鹿兒島県町村会は六月八日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。鹿兒島県町村会長 曾於郡輝北町長

有留 忠男 (あり だめ ちただお) 昭和六年十二月十四日生



【住所】鹿兒島県曾於郡輝北町上百引三三九二番地五

【町村長に当選するまでの経歴】昭和二十六年大隅酪農業協同組合指導員 三十年国立帯広畜産大学付属農場副手 三十三年北海道農業改良普及員 四十二年鹿兒島県農業改良普及員 五十三年鹿兒島県農政部農業改良専門技術員 六十二年鹿兒島県立農業大学校畜産第二学部長兼教授 平成元年輝北町助役 四年輝北町長

【町村長としての当選回数】三回

【町村会関係の経歴】平成十一年曾於郡町村会副会長

【主な業績】輝北町総合福祉センターの建設と福祉の充実 さわやか高原リゾートゾーン構想の推進と輝北天球館(天文台)建設による交流人口の増加 照北ダム建設の推進と農業農村整備事業の実施 オフロード通信施設の整備 (財)農業公社の設立による農業担い手育成研修事業の実施 農業集落排水事業による生活環境の整備 特用林産物生産の推進と加工施設の建設 定住促進のための住宅地分譲、貸付けの実施 温泉運搬サービスによる福祉センターの整備と健康づくりの推進 自然ふれあいネットワーク事業による「ふれあいの森」の整備

【趣味】時間がある時のゴルフ

【家族】妻

神奈川県町村会は五月三十日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。神奈川県町村会長 津久井郡津久井町長

天野 望 (あま のぞむ) 昭和十五年十二月五日生



【住所】神奈川県津久井郡津久井町鳥屋一七二八番地

【町村長に当選するまでの経歴】

昭和五十六年津久井町議会議員 五十九年津久井町長

【町村長としての当選回数】五回

【町村会関係の経歴】平成十一年津久井郡町村会長 十二年神奈川県町村会副会長

【主な業績】「水源文化都市宣言」中学校に「外国人指導助手」を初導入、カナダ・トレイル市と友好都市の締結 「子ども憲章」を制定 「住環境整備条例」を制定、教育研究所を開設、スクールカウンセラーの充実と訪問指導員等を配置 「道志川合唱祭」を開催、「合唱館」を建設 下水道事業に着手 宮ヶ瀬ダム建設に携わる 「いきがい事業団」を設立、「いきがいセンター」を開所 かながわゆめ国体「馬術競技会」を開催 「ふれあい農園」を開設 中道志川トラスト協会発会及び基金を設置 「水源地域(湖沼地域)対策研究会」を発会 「ISO9001」認証取得事業を開始、全職員にパソコンを導入

【趣味】ゴルフ・スキー

【家族】妻

職員のための共済制度

■住宅火災共済■

わずか70円(年額)の掛金で10万円を補償します。

■自動車共済■

普通自動車が、わずか31,000円(年額)の掛金で、対人無制限・対物1,000万円の賠償額がてん補されます。

全国町村職員生活協同組合

随 想

全村公園化、全村下水道化



知 県 長 村 和 年  
愛 津 具 藤 加

随 想

津具村は、長野県に境を接する周囲を一、〇〇〇メートル級の山々に囲まれた高原の村である。山々は、戦後植林されたスギ、ヒノキを中心とした人口針葉樹林が全体の九〇%近くある。

高度経済成長長期までは、林業が産業の中心であったため、このように人口林率が高くなることは当然の結果である。現在では、木材需要の低迷から林業は衰退してしまつたが、変わつて人々は自然に囲まれた保養の場、水を涵養する場としての機能を山に望むようになってきた。

また、近年の全国的な環境保全意識の高まりから、「源流からの水はきれいなまま下流に流していきたい」という村民意識も強まってきた。特に津具村は、天竜川、豊川、矢作川の三大河川に流れ込む

源流を抱えている。このような状況の下、観光客が残すゴミや生活廃水で汚れつつある河川を何とか守ろうと、自発的に清掃奉仕をするという環境美化運動が始まつた。村としても、この運動の一環として、平成七年、桜の苗木を各家庭に配付し、植栽を呼びかけた。この中で、一部河川沿いに植栽されたものがあつたが、河川占用許可の問題からこれを移植せざるを得ないという出来事があつた。ところが、その話しの中で、村の中心を縦断する大入川の河川敷を公園化すれば、占用許可が下りるかもしれないという話しが持ち上がった。

おりしも、村では、公共施設の集約化を目指す「シンボルゾーン整備事業」の開始直後であり、その裏山となる丸山の公園化計画が始まつたときでもあつた。このた

め、これら公園化計画をより発展した形で、「全村公園化 恵まれた自然を活かした村づくり」という構想が浮かんだのである。

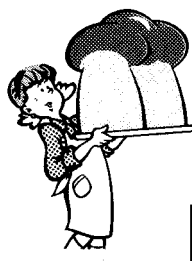
この最初の試みとして、平成八年、前述の大入川河川敷への植栽を行った。参加者を募集したところ、小学生から老人まで、約三〇〇人が集まり、ツツジ、カエデ、サクラ、サツキ等二、〇〇〇本余を植栽した。その後、二年間この植栽を継続し、最初に植えたサクラ等は、かなりの花をつけるまでに成長した。地域住民のボランティアで河川敷の草刈等、大切に花木を育てていただいているおかげであり、ただただ感謝という気持ちで一杯である。

ところで、私が就任以来毎年欠かさず続けていることがある。村民と直に接し、腹を割つて話し合うための地区別座談会である。この席上で、河川浄化の根本は生活廃水処理にあり、いわゆる下水道整備の必要性を強く要望された。さつそくこの事業について検討を始めた。幸いにして本村は、他の山間町村に見られるような集落の点ではなく、盆地の中に集落が固まっている。このため、処理場の建設については、全村まとめて一ヶ所対応できるということになった。しかし、中には立地条件

からどうしても集合処理区域に入ることができない家も数軒あつた。これは担当の知恵により、合併処理浄化槽で対処するというこ

とで、全村下水道処理計画が始まつた訳である。いま、下流域では、水源林の大切さを再認識し、山間町村との連携について、いろいろな提案がなされている。津具村としては、全村公園化、全村下水道化、この二本立てにより、水源地としての責任を果たしたいと思つている。加えて、下流域の皆さんに「きれいな水」と「心安らぐ自然の場」を提供していきたいと考えている。

選ぶなら東洋の



元金保証 安全・確実 **ビッグ**  
〈収益満期受取型〉●2年・5年●1万円単位●設定日から1年以上たてば、中途換金も可。

**東洋信託銀行**

本店 〒100-0006 東京都千代田区丸の内1の4の3 ☎03(3287)2211